

群馬県中間検査マニュアル

令和7年度

群馬県県土整備部建築課

中間検査マニュアル目次

1 中間検査制度の概要

1-1 はじめに	P 1
1-2 中間検査とは	P 1
1-3 中間検査を導入した理由	P 2
1-4 特定工程等の指定内容	P 3
1-5 中間検査の必要な建築物の判定	
(1) 木造の場合	P 5
(2) 鉄骨造の場合	P 6

2 中間検査申請について

2-1 中間検査の申請時期	P 8
2-2 中間検査申請書類の作成	
(1) 提出書類一覧	P 9
(2) 工事監理状況報告書	P 9
(3) 鉄骨工事施工結果報告書	P 10
(4) 工事監理者の届出	P 10
(5) 中間検査手数料の算定	P 10
2-3 特定工程後の工程	P 12

3 中間検査実施要領

3-1 現場検査での留意事項	
(1) 中間検査の方法	P 13
(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合	P 13
3-2 2階建ての木造軸組工法	P 13
3-3 2階建ての木造枠組壁工法	P 14
3-4 3階建ての木造軸組工法	P 14
3-5 3階建ての木造枠組壁組工法	P 15
3-6 鉄骨造	P 16

4 完了検査との関係

4-1 完了検査手数料	P 17
4-2 完了検査申請書の作成	
(1) 提出書類一覧（中間検査対象建築物の場合）	P 17
(2) 工事監理状況報告書	P 17
(3) 鉄骨工事施工結果報告書	P 18
(4) 適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について	P 18
4-3 中間検査を受けなかった建築物の検査について	P 19

5 様式集

中間検査申請手数料算定シート（様式1）	P 21
完了検査申請手数料算定シート（様式2）	P 22
工事監理状況報告書【中間検査用】	
木造軸組工法（様式3-1）	P 23
木造枠組壁工法（様式3-2）	P 25
鉄骨造（様式3-3）	P 28
鉄筋コンクリート造（様式3-4）	P 30
工事監理状況報告書【完了検査用】	
木造軸組（様式4-1）	P 32
木造枠組壁工法（様式4-2）	P 35
鉄骨造（様式4-3）	P 39
鉄筋コンクリート造（様式4-4）	P 42
鉄骨工事施工結果報告書（様式5）	P 45
省エネ基準工事監理状況報告書	
住宅・仕様基準（様式6-1）	P 47
住宅・標準計算法（様式6-2）	P 48
非住宅・モデル建物法（様式6-3）	P 50
非住宅・モデル建物法（小規模版）（様式6-4）	P 51
非住宅・標準入力法（様式6-5）	P 52

6 参照条文等

6-1 平成20年5月30日群馬県告示第255号（特定工程等の指定）	P 54
6-2 平成17年4月15日群馬県告示第290号（特定工程等の指定）	P 54
6-3 群馬県建築基準法施行条例（抄）	P 55
6-4 建築基準法（抄）	P 55
6-5 平成11年4月28日建設省住指発第201号（抄）	P 56
6-6 平成11年4月28日建設省住指発第202号（抄）	P 59

7 改訂の経緯

中間検査マニュアル改訂経緯	P 60
---------------------	------

1 中間検査制度の概要

1-1 はじめに

中間検査制度は、平成10年の建築基準法改正（平成10年6月12日公布）により創設されました。この制度は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数みられたため、施工途中で検査を実施できる制度を創設する必要があるとして新たに導入されたものです。

建築物が計画されてから工事が完了して使用開始されるまでを“フロー”の段階、使用開始されてから耐用年数を経て解体されるまでを“ストック”の段階とすると、平成10年の法改正では、建築確認業務の民間開放、中間検査制度の創設及び確認検査等に関する図書の閲覧制度の整備など、フローの対策に主眼が置かれました。これを受けて、群馬県では、平成17年7月1日から中間検査制度を導入しました。

平成17年群馬県告示第290号により建築基準法の規定による特定工程等を指定し、中間検査を行う期間を平成17年7月1日から3年間と指定しましたが、中間検査は、工事施工段階での基準不適合を発見するために有効であり、また、適正な工事監理を徹底させるためにも不可欠なものであることから、引き続き実施しています。

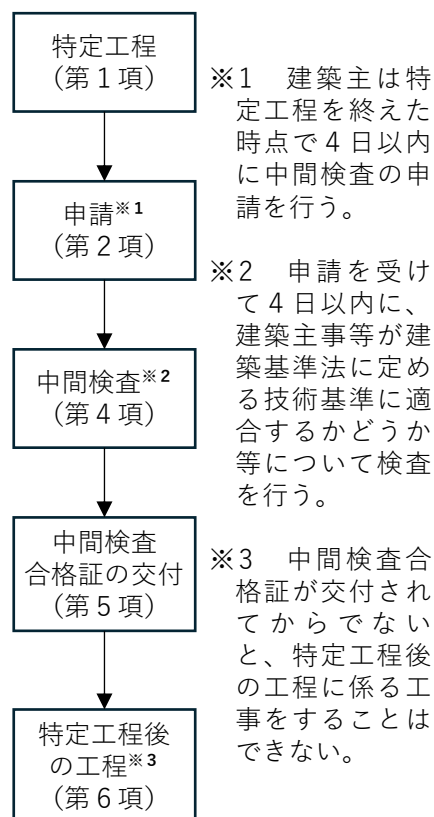
なお、平成19年6月20日施行の改正建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により、3階建て以上の共同住宅に係る床及び梁の配筋工事の工程（主に鉄筋コンクリート構造の建築物）については、全国一律に中間検査を実施することとされています。

1-2 中間検査とは

建築物に関する中間検査は、建築基準法第7条の3に規定されています。

建築主は、特定工程の工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請をしなければならず、また、申請を受けた建築主事等は、4日以内に検査しなければならないと決められています。

建築主事等は、工事中の建築物等が建築基準法で定める技術基準に適合するかどうか又は適正に工事監理が行われているかどうかなどを、工事途中でないと検査できない箇所（工事完了時には隠れてしまう構造部材など）を中心に、目視検査、計測検査及び書類審査等によって検査を行い、適合していれば中間検査合格証を交付します。また、中間検査合格証が交付されてからでないと、特定工程後の工程に係る工事を施工することはできず、中間検査で適合すると認められた部分は、完了検査で検査が省略されます。中間検査では、工事監理者からの報告書等に基づき、重点的に検査箇所を抽出して現場検査を行います。同時に、工事監理や施工管理が適正になされているかをチェックします。建物の安全性を確保するためには、工事監理者による工事監理、工事施工者による施工管理が適切に行われることが不可欠で、中間検査制度の導入は、それらの品質管理、検査の体系を改めて確立させることを目的の一つとしています。



1-3 中間検査を導入した理由

中間検査を導入した理由は次の4つです。

①新潟県中越地震等の被害

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は、新潟県の中越地方を震源として最大震度7（マグニチュード6.8）を記録した大地震で、これは平成7年の阪神・淡路大震災に匹敵する規模の地震でした。建築物の耐震性能を必要なレベルに確保することが、安全・安心なまちづくりの基本となる前提条件であることを、あらためて思い知らされ、中間検査の導入によって、施工途中で建築物の構造安全性をチェックできる体制を整備することが急務であると考えました。

②住宅金融公庫の廃止

住宅金融公庫融資住宅については、住宅金融公庫から委託を受けて、各土木事務所が住宅金融公庫の審査規定に基づく中間検査を実施していました。平成8年度の公庫融資住宅の戸数は6,163戸でしたが、平成15年度には527戸に激減し、同公庫も平成19年3月31日をもって廃止されました。現在、戸建て住宅に対する行政による施工段階でのチェックが機能しなくなっていました。そこで中間検査を導入することによって、行政によるチェック機能を強化することで、住宅の品質の確保を図るものです。

③鉄骨造建築物の品質確保

中間検査制度は、前述したように阪神・淡路大震災の教訓から創設されましたが、平成2年から3年にかけて社会問題にもなった鉄骨工事の不良施工による品質問題も、制度創設のきっかけとなるものです。日本建築学会の報告によると、兵庫県南部地震において被害を受けた鋼構造の建築物は、3階以上のものに集中していました。このことから鉄骨造の建築物については、床面積が500㎡以上で、かつ地階を除く階数が3以上のものを対象とし、鉄骨工事に係る不良施工の防止を徹底します。

④完了検査率の向上

建築基準法では、建築物の安全を確保するための制度として、計画時の建築確認、施工時の中間検査、工事完了時の完了検査の三段階でチェックを受けることになっています。中間検査の導入で建築基準法のチェック体制が完成し、建築規制の実効性を確保することによって、「安全で安心な建築物」が創出される環境を整備することを意図しています。

1-4 特定工程等の指定内容（平成20年5月30日群馬県告示第255号）

1 中間検査を行う区域

群馬県の区域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

【解説】

一般特定行政庁である6市（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市）の区域を除いた区域が群馬県による中間検査の実施区域となります。なお沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市及びみどり市は限定特定行政庁であるため、特定工程の指定は群馬県知事が行います。

※ 一般特定行政庁：建築主事を置く市（権限が知事と同じ）

※ 限定特定行政庁：建築主事を置く市（権限が限定される）

※ 平成20年群馬県告示第255号では、中間検査を行う期間を指定していません。今後の法令等の改正又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、必要に応じて特定工程の改廃等を行います。

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

- (1) 主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。以下「木造等」という。）の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（木造等の構造部分に限る。）が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの
- (2) 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程

- (1) 2（1）の建築物又は建築物の部分
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事^{注1}（桝組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事^{注2}）
- (2) 2（2）の建築物又は建築物の部分
1階の建て方工事

注1 全ての軸組や小屋組について接合金物による緊結が完了した工程

注2 小屋組を完了した工程

4 指定する特定工程後の工程

- (1) 2（1）の建築物又は建築物の部分
壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組（桝組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組及び耐力壁）部を隠ぺいする工事
- (2) 2（2）の建築物又は建築物の部分
耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事

5 適用の除外

- (1) 建築基準法第85条の適用を受ける建築物
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第6条第2項の規定に基づく検査のうち、特定工程に係る工事を終えたときに行う検査を含む検査に係る検査報告書の検査結果において、「適合」の判定を受けたものに限る。）
 - (3) 建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築物の部分
 - (4) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの
- ※ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）の規定による保険契約に係る現場検査では、中間検査の適用除外になりません。
- ※ 2にあるとおり、上記以外に丸太組工法による一戸建ての住宅は、中間検査の適用除外になります。

6 施行期日

- (1) この告示は、平成20年7月1日から施行する。
- (2) この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- (3) 施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、この告示による廃止前の建築基準法の規定による特定工程等の指定の告示（平成17年群馬県告示第290号）定めるところによる。

7 手数料

中間検査の申請手数料は、中間検査を行う部分の床面積に応じて算出して下さい。
手数料金額については、[群馬県建築基準法施行条例第2条の6](#)をご確認ください。

1-5 中間検査の必要な建築物の判定

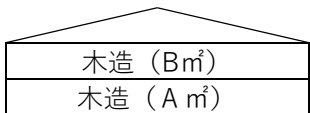
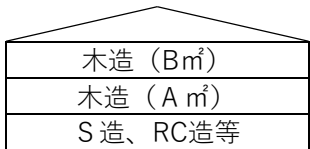
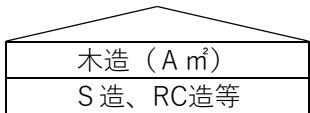
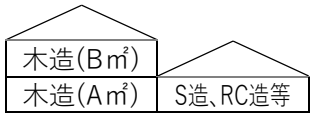
(1) 木造の場合

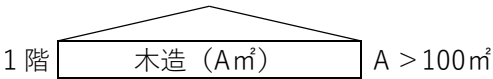
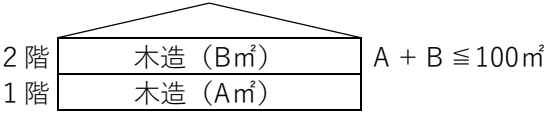
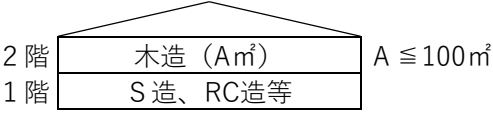
○群馬県告示第255号 2 (1) 本文

主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。以下「木造等」という。）の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（木造等の構造部分に限る。）が 100m^2 を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの

- ① 上記の建築物について、延べ床面積が 100m^2 を超えるものに限定したのは、この規模から建築士の工事監理が必要になることを考慮しました。また、階数2以上としているのは、地震時の構造耐力上の負荷が大きいものを対象とするものです。
- ② 丸太組構法の住宅は、施工実績が少ないこと等から、中間検査の対象から除外しています。
- ③ 対象建築物に兼用住宅を含み、共同住宅及び長屋を除くことにしたのは、戸建て住宅規模の比較的小規模な工事に、不良施工などの問題となる事例が多いことを想定しています。
- ④ 対象建築物の判断は、構造耐力上主要な構造要素が木造でつくられた部分の床面積が、定められた要件を満足するか否かで判定します。一方、階数は建築物全体で考え、構造耐力上主要な構造要素が木造でつくられた部分のみの階数で判断するものではありません。
- ⑤ “木造等”としたのは、たとえば、在来木造軸組住宅で一部鉄骨梁が使用されていても、建築物全体の主たる構造要素（主に耐震要素）が木材であるならば木造として扱えることを意図しています。

【群馬県告示第255号 2 (1) に該当するか否かの建築物の例】

例	構造条件	判定
1	 $A + B > 100\text{m}^2$	木造等の構造部分の床面積の合計が 100m^2 を超え、かつ、地階を除く階数が2なので 対象 。
2	 $A + B > 100\text{m}^2$	木造等の構造部分の床面積の合計が 100m^2 を超え、かつ、地階を除く階数が3なので 対象 。
3	 $A > 100\text{m}^2$	木造等の構造部分の床面積の合計が 100m^2 を超え、かつ、地階を除く階数が2なので 対象 。
4	 $A + B > 100\text{m}^2$	木造等の構造部分の床面積の合計が 100m^2 を超え、かつ、地階を除く階数が2なので 対象 。

5		木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡を超えているが、地階除く階数が1なので 対象外 。
6		地階を除く階数は2であるが、木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡以下なので 対象外 。
7		木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡以下なので 対象外 。

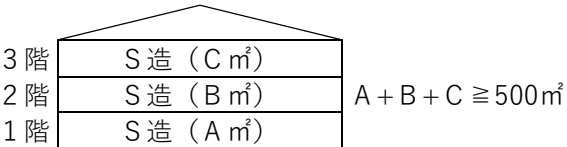
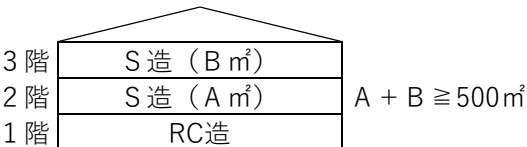
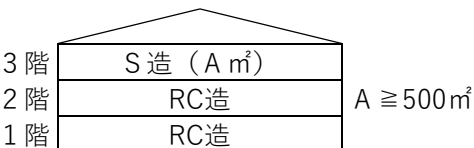
(2) 鉄骨造の場合

○群馬県告示第255号 2 (2) 本文

主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

- ① 対象建築物の判断は、構造耐力上主要な構造要素が鉄骨造でつくられた部分の床面積が定められた要件を満足するか否かで判定します。一方、階数は建築物全体で考え、構造耐力上主要な構造要素が鉄骨造でつくられた部分のみの階数で判断するものではありません。
- ② “鉄骨造等”としたのは、たとえば、鉄骨ラーメン構造で床が鉄筋コンクリート造又は木造でつくられていても、建築物全体の主たる構造要素（主に耐震要素）が鋼材であるならば鉄骨造で扱うこととします。

【群馬県告示第255号 2 (2) に該当するか否かの建築物の例】

例	構造条件	判定
1		鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので 対象 。
2		鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので 対象 。ここで、階数とは、建築物全体の階数で考えることに注意。
3		鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので 対象 。

4	3階 木造 2階 S造 (B m²) 1階 S造 (A m²) $A + B \geq 500\text{m}^2$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 以上で、かつ、地階を除く階数が3なので 対象 。
5	3階 木造 2階 木造 1階 S造 (A m²) $A \geq 500\text{m}^2$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 以上で、かつ、地階を除く階数が3なので 対象 。
6	3階 S造 (C m²) 2階 S造 (B m²) 1階 S造 (A m²) $A + B + C < 500\text{m}^2$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 未満なので 対象外 。
7	3階 S造 (B m²) 2階 S造 (A m²) 1階 RC造 $A + B < 500\text{m}^2$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 未満なので 対象外 。
8	2階 S造 (B m²) 1階 S造 (A m²) $A + B \geq 500\text{m}^2$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計は500m ² 以上であるが、階数が2なので 対象外 。

2 中間検査申請について

2-1 中間検査の申請時期

建築主は、特定工程に係る工事終了後4日以内に、建築主事又は指定確認検査機関に中間検査の申請を行わなければならないことが建築基準法に規定されています。中間検査を受け、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできません。

指定する特定工程

○群馬県告示第255号 3 本文

指定する特定工程

- (1) 2 (1) の建築物又は建築物の部分
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事^{注1}（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事^{注2}）
- (2) 2 (2) の建築物又は建築物の部分
1階の建て方工事

注1 全ての軸組について接合金物による緊結が完了した工程

注2 小屋組を完了した工程

- ① 同一敷地に2以上の対象建築物が存在する場合は、対象建築物毎に特定工程を適用します。（敷地単位でなく棟単位で中間検査を行います。）
- ② 1つの建築物で工事を工区に分割する場合は、最初に特定工程に達する工区の範囲のみ中間検査を行います。
- ③ 1つの建築物で木造と鉄骨造をあわせもつもので、いずれの構造部分も中間検査対象建築物に該当する場合、それらの構造のうちいずれか早い工程を特定工程とします。よって、1つの建築物で特定工程は1つとなり、中間検査は1回のみとなります。
- ④ 1つの建築物が、1階が鉄筋コンクリート造で2及び3階が鉄骨造の場合、鉄骨造1層目（2階部分）の建て方工事が特定工程となります。
- ⑤ 鉄骨造では、1節目の建て方が完了すれば特定工程（1階の建て方工事）に達したことになります。
- ⑥ 対象建築物でない建築物が、特定工程前の計画変更により対象建築物の規模に達した場合は中間検査が必要になります。
- ⑦ 対象建築物でない建築物が、特定工程後の計画変更により対象建築物の規模に達しても中間検査は不要です。特定工程は1つの建築物で1回だけ定義され、その特定工程に達した時点で対象建築物でなければ中間検査は不要となります。
- ⑧ ⑦と同様の理由により、対象建築物である建築物が、特定工程後の計画変更により規模が変わっても（大きくなっても）、再度の中間検査は不要です。

2-2 中間検査申請書類の作成

(1) 提出書類一覧

	提出書類一覧	備考欄
①	中間検査申請書（建築基準法施行規則第26号様式）及びその添付書類（同規則第4条の8）	中間検査申請書は第1面から第4面まであります。第4面を添付しなくても良い場合もありますので、詳細については「2-2 (2) 工事監理状況報告書 ①一般事項」ご覧下さい。
②	中間検査申請手数料算定シート（様式1）P21	様式中の中間検査対象部分の図面記入欄には、中間検査対象となる部分を示した簡易な図を描くか、または検査対象部分を示した平面図等を別途添付してください。
③	工事監理状況報告書 【中間検査用】 （様式3）P23～P31	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造があります。
④	鉄骨工事施工結果報告書 （様式5）P45～46	報告者は工事施工者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。 鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。

※ 法第18条第28項の規定による通知の場合についても準用してください。

その際の①の様式については「特定工程工事終了通知書（建築基準法施行規則第42号の17様式）」としてください。

※ 中間検査の対象となる建築物は、建築士の資格を持った方の工事監理が必要となります。（対象となる建築士の資格は、建築物の規模によって異なります。）

したがって、建築士によって監理が行われなかった建築物については、提出書類が変わる場合があります。

(2) 工事監理状況報告書

工事監理状況報告書は、建築基準法第12条第5項による報告書で、報告者は工事監理者になります。中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造があります。中間検査申請時に、工事監理状況報告書は必ず添付してください。その他概要を以下に示します。

① 一般事項

- 1) 工事監理状況報告書は、中間検査申請書第4面に代わる報告書となりますので、基本的に第4面については提出しなくてもかまいませんが、混構造で木造、鉄骨造、RC造以外の構造部分がある場合には、その構造部分の工事監理の状況は第4面に記載して提出してください。
- 2) 混構造の場合は、該当する構造の工事監理状況報告書を組み合わせて使用してください。例として、混構造で木造部分が中間検査対象規模で、鉄骨造が対象規模でない場合でも、工事監理状況報告書は木造と鉄骨造の両方を提出してください。
- 3) 混構造でRC造部分がある場合には、RC造の工事監理状況報告書も提出してください。
- 4) 混構造の建築物で、複数の工事監理状況報告書を提出する場合、工事監理状況報告書の確認事項で重複する項目（例：確認表示板、敷地の衛生及び安全…等）が

あるので、その項目は提出する工事監理状況報告書の内、1つに記載してあれば、その他には記載しなくてもかまいません。

② 工事監理状況報告書【中間検査用】の様式

木造軸組工法（様式3-1）	P 23
木造枠組壁工法（様式3-2）	P 25
鉄骨造（様式3-3）	P 28
鉄筋コンクリート造（様式3-4）	P 30

（3）鉄骨工事施工結果報告書

鉄骨工事施工結果報告書は、建築基準法第12条第5項による報告書で、報告者は工事施工者になります。鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。

鉄骨工事施工結果報告書（様式5）	P 45
------------------------	------

（4）工事監理者の届出

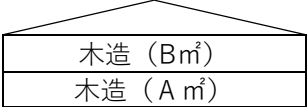
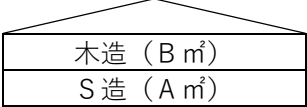
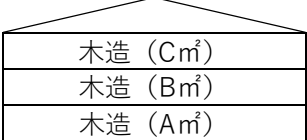
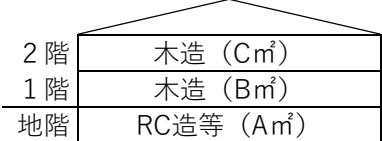
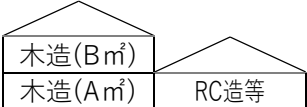
確認申請時に、工事監理者が未定の場合は、工事着手以前に「工事監理者決定の届出書」により届出をしてください。

（5）中間検査手数料の算定

- ① 混構造を除く、木造単独の建築物については、屋根工事完了段階で検査を行うので、中間検査対象規模に該当する木造部分の延べ面積が中間検査手数料対象の床面積となります。（中間検査手数料対象床面積の算定例1を参照）
- ② 木造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。（中間検査手数料対象床面積の算定例2,4を参照）
- ③ 混構造を除く、鉄骨造単独の建築物については、特定工程に達した時点で、建て方で組みあがっている部分の鉄骨造の1階の床面積（ $A \text{ m}^2$ ）と、鉄骨造の1階のはり等の鉄骨造の2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっている部分の床面積（ $B \text{ m}^2$ ）の合計（ $A + B \text{ m}^2$ ）を対象面積とします。（中間検査手数料対象床面積の算定例6を参照）
- ④ 鉄骨造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。（中間検査手数料対象床面積の算定例8を参照）
- ⑤ 鉄骨造の場合、上階の建て方は「特定工程後の工程」に該当していなければ継続して施工可能です。中間検査では、検査時点での適法性を判定することになりますので、検査対象は接合部が完了している部分までとなります（仮組部分是对象外）。ただし手数料は、上記③のとおり、鉄骨造の3層目以上については、中間検査申請時に完了していても、手数料の対象面積には算入されません。（中間検査手数料対象床面積の算定例6,8を参照）
- ⑥ その他、次頁以降の中間検査手数料対象床面積の算定例を参照してください。
- ⑦ 手数料金額については、[群馬県建築基準法施行条例第2条の6](#)をご確認ください。

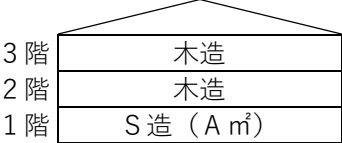
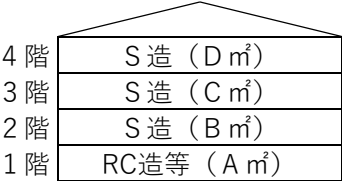
中間検査手数料対象床面積の算定例

【主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。以下「木造等」という。）の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（木造等の構造部分に限る。）が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの】
に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
1		A + B ㎡
2		A + B ㎡ 【解説】 木造部分が特定工程に達した時点で、1階（下部構造）も完了しているので、木造以外の1階の床面積も中間検査手数料対象となる。
3		A + B + C ㎡
4		A + B + C ㎡ 【解説】 木造部分が特定工程に達した時点で、地階（下部構造）も完了しているので、地階の床面積も中間検査手数料対象となる。
5		A + B ㎡ 【解説】 木造部分が特定工程に達した時点で、RC造等の部分は完了しているか、していないかにかかわらず、木造部分の下部構造とはならないので、中間検査手数料の対象外となる。

【主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの】

に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
6	 3階 S造 (C㎡) 2階 S造 (B㎡) 1階 S造 (A㎡) $A + B + C \geq 500 \text{ m}^2$	A + B m² 【解説】特定工程の1階の建て方工事が終了時点で、2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっているため、2階も手数料の対象となる。3階は、組み上がっていても手数料上は対象外。
7	 3階 木造 2階 木造 1階 S造 (A㎡) $A \geq 500 \text{ m}^2$	A m² 【解説】特定工程の1階の建て方工事が終了時点で、2階の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっているが、2階は木造なので1階の鉄骨造部分の床面積が手数料の対象となる。
8	 4階 S造 (D㎡) 3階 S造 (C㎡) 2階 S造 (B㎡) 1階 RC造等 (A㎡) $B + C + D \geq 500 \text{ m}^2$ - 手数料対象 - 〃 - 〃	A + B + C m² 【解説】特定工程の1層目の建て方工事が終了時点で、鉄骨造の1層目のはり等の鉄骨造の2層目の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっているため、鉄骨造の2層目の床面積も中間検査手数料の対象となる。また1階(下部構造)も完了しているため、鉄骨造以外の1階の床面積も中間検査手数料の対象となる。

2-3 特定工程後の工程

「2-1 中間検査の申請時期」で、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできないことを示しましたが、ここでは特定工程後の工程の概要を示します。

○群馬県告示第255号 4 本文

(1) 2 (1) の建築物又は建築物の部分

壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組及び耐力壁）部を隠ぺいする工事^{注1}

(2) 2 (2) の建築物又は建築物の部分

耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事^{注2}

注1 在来軸組工法の場合は、床、壁、天井を施工して軸組の接合金物を覆う工程が該当し、枠組壁工法の場合は、屋外側の壁や天井を施工して枠組みを覆う工程が該当します。

注2 鉄骨の柱・梁等の軸材相互の溶接又はボルト等の接合部分を覆う工程が該当します。例として、2階の床版の取付け工事で接合部を隠ぺいするものは「特定工程後の工程」となります。ただし、床版の取付け工事でも接合部が隠ぺいされないものは、「特定工程後の工程」には該当せず、継続して施工できるものとします。

- ① 接合部等が隠ぺいされなければ工事を進めることができます。
- ② 木造住宅の場合は、断熱材工事等は、検査対象となる軸組部が隠ぺいされなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。
- ③ 鉄骨造の場合、上階の建て方工事については、接合部が隠ぺいされなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。

3 中間検査実施要領

3-1 現場検査での留意事項

中間検査は、報告書や写真等の書類による検査だけでなく、実際に検査員が施工現場に赴き、検査を行います。

(1) 中間検査の方法

中間検査の方法は、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第4「中間検査に関する指針」に従って行い、次の3つの方法によります。

目 視 検 査：目視により材料の仕様、設置の有無等を検査します。

計 測 検 査：計測器具等を用いて検査を行います。

監理者報告：工事監理状況報告書、鉄骨造施工結果報告書、その他関係書類等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

※現場検査時にヒアリングを行いますので、中間検査には工事監理者の現場立ち会いが必要となります。

(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合

検査の結果、建築主事等より「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の交付又は是正指示等があった場合には、以下のような手順で是正等を行ってください。

①対処方法（計画変更確認申請、是正工事、不足書類の準備等）の検討

検討にあたって、工事監理者は、建築主、設計者及び工事施工者等と協議を行い、必要に応じて、中間検査を行った検査員等にもご相談ください。

②対処後の計画変更確認申請、報告

計画変更確認申請を要する場合には、確認済証の交付後に、中間検査を再申請し、再度検査を受ける必要があります。

計画変更確認申請を要しない是正工事、不足書類の準備等が終了しましたら、中間検査を行った検査員等には是正内容を報告してください。なお、報告の方法は、検査員等の指示に従ってください。また、必要に応じて再検査を行う場合もあります。

3-2 2階建ての木造軸組工法

(1) 概観検査の要領

- ① 建築物の配置及び敷地が建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ② 建築物全体の規模及び形状を建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ③ 建方全体の建入れ（垂直、水平、曲がり等）を確認する。
- ④ 耐力壁が計画どおりに配置されているか、また主要な部材が設置されているかを確認する。
- ⑤ 筋かい端部、柱脚、柱頭の仕口金物を確認する。
- ⑥ はね出し、大スパン等の箇所に応力が集中する架構部分の補強方法を確認する。
- ⑦ 構造耐力に影響するような節、腐食、変形、わん曲、加工による断面欠落などの欠損がないか概観する。

(2) 重点検査部分の抽出

ア 標準的な選定基準

- ① 木造軸組構造は、壁体や床等が複数の部材で構成され、総体として成り立っているため、原則として建物全体を検査する。
- ② 上記によらないで、建築物の規模等を勘案して支障がない場合は、大スパンを有する空間を構成する範囲とする。

イ 次のような場合は、特に注意して検査する。

- ① 軸組の外壁隅角部の主要部材の架構、接合部分
- ② はり出し、大スパン等の変則的架構部分

3-3 2階建ての木造枠組壁工法

(1) 概観検査の要領

- ① 建築物の配置及び敷地が建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ② 建築物全体の規模及び形状が建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ③ 耐力壁の位置及び延長が建築確認設計図書と相違ないか照合する。

(2) 重点検査部分の抽出

枠組壁工法は、壁体や床及び小屋組が相互に密接に関係して全体を構成しているため、原則として建物全体を検査する。但し、建築物の規模や形状等により検査箇所を選定した方が効率的な場合は、次の基準に基づき検査をする。

ア 標準的な選定基準

- ① 床構面 床根太が目視できる任意の一室。
- ② 耐力壁 外壁、内壁を含め、任意の3か所を設定する。
- ③ 小屋組 小屋組が目視できる任意の一室の上部の小屋組。

イ 次のような場合は、特に注意して検査する。

- ① 2階部分がはり出している場合は、はり出し幅が910mm以内で、床枠組みの補強が必要。
- ② セットバックがある場合は、床梁が必要になる場合がある。
- ③ 吹き抜け及びスキップフロアーは、開口部を構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。勾配天井の壁についても補強が必要。

3-4 3階建ての木造軸組工法

(1) 概観検査の要領

- ① 建築物の配置及び敷地が建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ② 建築物全体の規模及び形状を建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ③ 柱、梁、小屋組の主要部材の位置を建築確認設計図書と照合する。
- ④ 耐力壁が計画どおりに配置されているか、また主要な部材が設置されているかを確認する。
- ⑤ 筋かい端部、柱脚、柱頭の仕口金物を確認する。
- ⑥ はね出し、大スパン等の箇所の応力が集中する架構部分の補強方法を確認する。

- ⑦ 構造耐力に影響するような節、腐食、変形、わん曲、加工による断面欠落などの欠損がないか概観する。

(2) 重点検査部分の抽出

ア 標準的な選定基準

- ① 木造軸組構造は、壁体や床等が複数の部材で構成され、総体として成り立っているため、壁や剛床を重点的に検査する（剛床とは水平構面の剛性が十分期待できる床をいい、床の剛性は耐力壁線に囲まれた構面を単位に考える。）。
- ② 原則として壁の位置は、全体を見て、材料、ピッチ、四辺固定を各々一か所程度抽出し、検査する。

イ 次のような場合は、特に注意して検査する。

- ① 軸組の外壁隅角部の主要部材の架構、接合部分
- ② はり出し、大スパン等の変則的架構部分

3-5 3階建ての木造枠組壁組工法

(1) 概観検査の要領

- ① 建築物全体の規模及び形状を建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ② 耐力壁の位置及び延長が建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ③ 建築物の配置及び敷地が建築確認設計図書と相違ないか照合する。

(2) 重点検査部分の抽出

枠組壁工法は、壁体や床及び小屋組が相互に密接に関係して全体を構成しているため、原則として建物全体を検査する。但し、建築物の規模や形状等により検査箇所を選定した方が効率的な場合は、次の基準に基づき検査をする。

ア 標準的な選定基準

- ① 床構面 床根太が目視できる任意の一室。
- ② 耐力壁 外壁、内壁を含め、任意の3か所を設定する。
- ③ 小屋組 小屋組が目視できる任意の一室の上部の小屋組。

イ 次のような場合は、特に注意して検査する。

- ① 2階部分がはり出している場合は、はり出し幅が910mm以内で、床枠組みの補強が必要。
- ② セットバックがある場合は、床梁が必要になる場合がある。
- ③ 吹き抜け及びスキップフロアーは、開口部を構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。勾配天井の壁についても補強が必要。

3-6 鉄骨造

(1) 概観検査の要領

- ① 建築物の配置及び敷地が建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ② 建築物全体の規模及び形状を建築確認設計図書と相違ないか照合する。
- ③ 建入れ精度を目視で確認する。
- ④ 柱、大梁、小梁、垂直・水平ブレースの位置などを建築確認設計図書と照合する。

(2) 重点検査部分の抽出

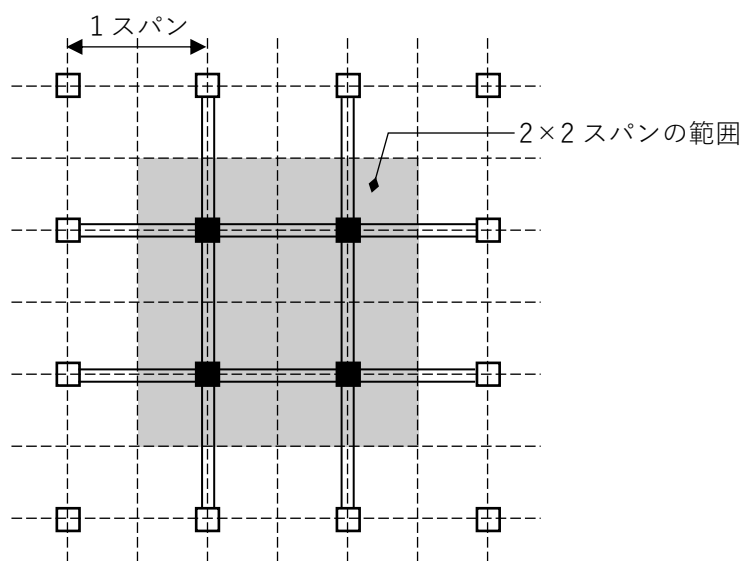
ア 標準的な選定基準

概観検査の全体的な印象から、次のいずれかの方法を選択する。

- ① 2×2スパンの範囲※
- ② 重点検査部分を（柱、大梁、小梁、床）ごとに無作為に各3か所選択する。

イ 次のような場合は、特に重点検査の範囲を広げていく。

- ① 工事の施工性に問題がある部分（セットバック等の形状特殊部分）
 - ② 工事の規模が大きい場合
- などの状況を加味して重点検査範囲を広げる。



※ 2×2スパンの範囲図

4 完了検査との関係

4-1 完了検査手数料

中間検査合格証の交付を受けた建築物については、完了検査申請手数料を低減しています。

その際の手数料金額については、[群馬県建築基準法施行条例第2条の4第2項](#)をご確認ください。

【解説】

中間検査時に現地を確認しているため、中間検査対象外建築物と比較して減額しています。なお、中間検査を指定確認検査機関で受検し、中間検査合格証の交付を受けている建築物につきましては、次の項「4-2（2）①一般事項2）」でも説明しますが、中間検査時に検査済みの部分も完了検査時にはすべて省略とはせず、書類等による検査を行います。

4-2 完了検査申請書の作成

（1）提出書類一覧（中間検査対象建築物の場合）

	提出書類一覧	備考欄
①	完了検査申請書（建築基準法施行規則第19号様式）及びその添付書類（同規則第4条）	完了検査申請書は第1面から第4面まであります。第4面については、中間検査申請書の第4面の扱いと同様です。【2-2（2）工事監理状況報告書①を参照してください。】
②	完了検査申請手数料算定シート（様式2）P22	様式中の各部分の図面記入欄は、必要に応じて利用してください。
③	工事監理状況報告書 【完了検査用】 （様式4）P32～P44	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。完了検査用として木造、鉄骨造、RC造があります。
④	（鉄骨工事施工結果報告書） （様式5）P45～46	報告者は工事施工者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。
⑤	中間検査合格証の写し	
⑥	省エネ基準工事監理状況報告書（様式6）P47～53	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。評価方法に応じた様式があります。
⑦	その他	案内図等

※ 法第18条第20項の規定による通知の場合についても準用してください。

その際の①の様式については「工事完了通知書（建築基準法施行規則第42号の13様式）」としてください。

（2）工事監理状況報告書

① 一般事項

- 完了検査申請時にも、工事監理状況報告書（完了検査用）を提出してください。
- 群馬県の土木事務所の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に群馬県の土木事務所の建築主事に申請する場合に限

り、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。ただし、例外として、鉄骨造の溶接部に関する項目について、中間検査時に検査済みだとしても、その後の工程で別の箇所溶接を行っている場合、中間検査の際には検査していない箇所があるため、溶接に関する項目について、報告の省略はできません。その項目に該当する、すべての施工が中間検査までに終了し、検査済みでなければ、省略はできないことに注意してください。

- 3) 中間検査の対象とならない建築物についても、完了検査申請の際には、木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造部分の工事監理の状況についての記載は、工事監理状況報告書を使用して下さい。

② 工事監理状況報告書【完了検査用】の様式

木造軸組工法（様式 3-1）	P 32
木造枠組壁工法（様式 3-2）	P 35
鉄骨造（様式 3-3）	P 39
鉄筋コンクリート造（様式 3-4）	P 42

③ 省エネ基準工事監理状況報告書の様式

住宅・仕様基準（様式 6-1）	P 47
住宅・標準計算法（様式 6-2）	P 48
非住宅・モデル建物法（様式 6-3）	P 50
非住宅・モデル建物法（小規模版）（様式 6-4）	P 51
非住宅・標準入力法（様式 6-5）	P 52

（3）鉄骨工事施工結果報告書

工事監理状況報告書と同様に、群馬県の土木事務所の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に群馬県の土木事務所の建築主事に申請する場合に限り、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。すべての項目が中間検査で検査済みであれば、鉄骨工事施工結果報告書については、提出する必要はありません。

（4）適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について

中間検査の対象となる規模の建築物であっても、品確法による住宅性能評価書の交付を受ける建築物等で中間検査の適用の除外となる建築物については、完了検査申請の際に、以下の書類を添付してください。

- ・品確法による性能評価書の交付を受ける住宅
「特定工程に係る工事を終えたときに行う検査」を含む検査報告書（品確法施行規則第10号様式）の写し
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の融資住宅
（中間時）現場審査に関する通知書の写し

4-3 中間検査を受けなかった建築物の検査について

対象建築物であるにもかかわらず中間検査を受検せずに完了検査申請された建築物については、交付する検査済証に「中間検査未受検」と朱書します。

なお、中間検査未受検の手続き違反になりますので、確認申請時に中間検査対象になるかどうかを十分に確認してください。

【注意】

- ※ 中間検査を未受検で完了検査申請をされた場合、中間検査未申請の手続き違反は残りますが、完了検査は実施します。この場合、本来中間検査時に検査すべき事項も含め法適合が確認できた場合は完了検査済証を交付しますが、交付する完了検査済証には「中間検査未受検」等と朱書することとします。なお、中間検査合格証の交付を受けていないので完了検査手数料は減額されてない手数料が適用されます。
- ※ 中間検査未受検や中間検査合格証未交付の状態で完了検査申請がされた場合の完了検査では、本来中間検査時に提出すべき工事監理状況報告書等の書類を提出してもらい、現場完了検査の際にも、中間検査時に必要となる工事写真やその他書類を用意していただく必要があります。中間検査時に確認すべき事項について法適合が確認できなければ、完了検査を行っても完了検査済証の交付はできません。

検査済証	
建築主 様	建築主事 印
下記の……………	
……………	
……………	
1. 確認済証番号	
2. 確認済証交付年月日	
3. 確認済証交付者	
4. ……………	
5. ……………	

朱書き

「中間検査未受検」等

5 様式集

○中間検査申請手数料算定シート.....（様式1）

○完了検査申請手数料算定シート.....（様式2）

○工事監理状況報告書【中間検査用】

木造軸組工法.....（様式3-1）

木造枠組壁工法.....（様式3-2）

鉄骨造.....（様式3-3）

鉄筋コンクリート造.....（様式3-4）

○工事監理状況報告書【完了検査用】

木造軸組.....（様式4-1）

木造枠組壁工法.....（様式4-2）

鉄骨造.....（様式4-3）

鉄筋コンクリート造.....（様式4-4）

○鉄骨工事施工結果報告書.....（様式5）

○省エネ基準工事監理状況報告書

住宅・仕様基準.....（様式6-1）

住宅・標準計算法.....（様式6-2）

非住宅・モデル建物法.....（様式6-3）

非住宅・モデル建物法（小規模版）.....（様式6-4）

非住宅・標準入力法.....（様式6-5）

(様式1)

中間検査申請手数料算定シート

中 間 検 査 手数料対象床面積算定式	式：		
手 数 料 対 象 床 面 積	m ²	手 数 料	円
【中間検査対象部分の図面記入欄】 ※			

※この欄に、中間検査対象部分を示した簡易な図面を記入するか、又は中間検査対象部分を示した平面図等を別途添付して下さい。

(様式2)

完了検査申請手数料算定シート

区 分	床面積の合計 A	手数料算定用の 床面積の合計※1	手数料額
① 建築（移転を除く）に係る部分 （申請部分に限る）	m ²	m ²	円
② 要確認特定建築行為に係る部分 （省エネ基準検査対象部分）	m ²	m ²	円
③ 移転、大規模の修繕・模様替に係る 部分※1	m ²	m ²	円
合 計			円

※1 ①及び②はAと同じ、③はAの2分の1

【各部分の図面記入欄】※2

※2 ①～③の各部分の範囲が複雑な場合など、必要に応じて、この欄に各部分を示した簡易な図面を記入するか、又は各部分を示した平面図等を別途添付して下さい。

(様式3-1)

〔木造軸組工法〕
工事監理状況報告書【中間検査用】

年 月 日

建築主様 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名	
工事場所	
確認済証	年 月 日 第 号 確認機関名
計画変更 確認済証	年 月 日 第 号 確認機関名

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法90)工事現場の危害の防止	☐ 仮囲い,防護ネット,山留	A	適・不	適・不
3 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性,敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
4 (法40,42,43)敷地と道路の関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路,専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
5 (法52～54)敷地形状,容積率,建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路,隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
6 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路,隣地,北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
7 (令38,告示1347)基礎・地盤	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか確認方法()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 地耐力が得られなかった場合の措置措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎種別の確認(連続,べた,独立,杭)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 各部材の形状,寸法の確認	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 配筋の確認(径,間隔,かぶり,継手,定着,貫通補強等)	A・B・C	適・不	適・不
8 (令22)居室の床の高さ及び防湿方法	☐ 床の高さ,床下換気口又これに代わる措置	A・B・C	適・不	適・不
9 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)	☐ 木材,コンクリート,鉄筋,屋根材,外壁材,接合金物等の種類・品質・形状・寸法	A・B・C	適・不	適・不
10 (令42)土台	☐ 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	A・B・C	適・不	適・不
11 (令43)柱	☐ 柱の小径,有効細長比	A・B・C	適・不	適・不
	☐ すみ柱又はこれに準ずる柱	A・B・C	適・不	適・不

12	(令44)横架材	☐ 中央部下側の欠込み	A・B・C	適・不	適・不
13	(令45)筋かい	☐ 形状・寸法	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 欠込み部の補強	A・B・C	適・不	適・不
14	(令46)構造耐力上必要な軸組等	☐ 耐力壁の配置(壁量計算書、軸組のバランスチェックシートとの照合)	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 火打材	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 小屋組の振れ止め	A・B・C	適・不	適・不
15	(令47)構造耐力上主要な部分である継手又は仕口	☐ 筋かいの端部における仕口(筋かいプレートによる接合)	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 軸組の柱脚・柱頭の仕口(ホールダウン金物等による緊結)	A・B・C	適・不	適・不
		☐ その他の継手又は仕口	A・B・C	適・不	適・不
16	(令49)防腐防蟻措置	☐ 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	A・B・C	適・不	適・不
17	その他※ ³		A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不

指示内容※⁴

--

検査に用意する図書の例※⁵

確認関係図書	■確認申請図書 ■告示第1347号による基礎構造図
工事監理記録	■支持地盤確認 ■基礎配筋検査 ■軸組検査 ■その他検査・確認
使用材料の品質を示す書類 (写真も可)	■鉄筋・鉄骨ミルシート ■コンクリート納入書・試験結果等 ■木材納品書 ■その他使用材料品質証明書
その他	■工事写真 ■各種施工結果報告(杭・地盤改良等) ■各種施工要領書

検査に用意する工事写真の例

材料		・構造耐力上主要な部分(鉄筋などの中間検査時に見えない箇所)
施工状況 (適切な工事監理の実施が確認できれば、全箇所ではなく種類毎の写真提示も可)	基礎	・支持地盤の状況
		・基礎配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等)
		・アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック)
		・型枠施工状況(各部の寸法等)
	木造の部分	・接合部に応じた接合具の種類、本数
		・耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。
(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「17その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「■」の図書について、該当する工事が無い場合は用意不要です。

(様式3-2)

〔木造枠組壁工法〕
工事監理状況報告書【中間検査用】

年 月 日

建築主様 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名		
工事場所		
確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	
計画変更 確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法90)工事現場の危害の防止	☐ 仮囲い,防護ネット,山留	A	適・不	適・不
3 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性,敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
4 (法40,42,43)敷地と道路の関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路,専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
5 (法52～54)敷地形状,容積率,建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路,隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
6 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路,隣地,北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
7 (令38,告示1347)基礎・地盤	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎種別の確認(連続,べた,独立,杭)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 各部材の形状,寸法の確認	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 配筋の確認(径,間隔,かぶり,継手,定着,貫通補強等)	A・B・C	適・不	適・不
8 (令22)居室の床の高さ及び防湿方法	☐ 床の高さ,床下換気口又これに代わる措置	A・B・C	適・不	適・不
9 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)	☐ 木材,コンクリート,鉄筋,屋根材,外壁材,接合金物等の種類・品質・形状・寸法	A・B・C	適・不	適・不
10 (令42)土台	☐ 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	A・B・C	適・不	適・不
11 (告示1540)床版	☐ 根太(床・端・側)の形状・寸法・間隔・転び止め	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 開口部補強	A・B・C	適・不	適・不

		☐ 耐力壁直下の床根太補強	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 床材の厚さ	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 各部材相互の緊結	A・B・C	適・不	適・不
12	(告示1540)耐力壁等	☐ 頭つなぎ	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 耐力壁線に設ける開口部の幅等	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 開口部上部のまぐさ	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 筋かいの欠込み	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 各部材相互の緊結	A・B・C	適・不	適・不
13	(告示1540)根太等の横架材	☐ 横架材の欠込みが無いこと	A・B・C	適・不	適・不
14	(令46,告示1540)小屋組等	☐ たるき及び天井根太の 寸法・規格	A・B・C	適・不	適・不
		☐ たるき相互の間隔	A・B・C	適・不	適・不
		☐ たるきつなぎ	A・B・C	適・不	適・不
		☐ トラス	A・B・C	適・不	適・不
		☐ たるき又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 振れ止め	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 屋根版	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 屋根下地の寸法・規格	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 各部材相互の緊結	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 開口部の幅等	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 開口部上部のまぐさ	A・B・C	適・不	適・不
15	(令49)防腐防蟻措置	☐ 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	A・B・C	適・不	適・不
16	その他 ^{※3}		A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不

指示内容^{※4}

--

検査に用意する図書の例^{※5}

確認関係図書	■確認申請図書 ■告示第1347号による基礎構造図 ■床伏せ図、壁伏せ図、屋根伏せ図
工事監理記録	■支持地盤確認 ■基礎配筋検査 ■枠組等構造検査 ■その他検査・確認
使用材料の品質を示す書類 (写真も可)	■鉄筋・鉄骨ミルシート ■コンクリート納入書・試験結果等 ■木材納品書 ■その他使用材料品質証明書
その他	■工事写真 ■各種施工結果報告書(杭・地盤改良等) ■各種施工要領書

検査に用意する工事写真の例

材料		・構造耐力上主要な部分(鉄筋などの中間検査時に見えない箇所)
施工状況 (適切な工事監理の実施が確認できれば、全箇所ではなく種類毎の写真提示も可)	基礎	・支持地盤の状況
		・基礎配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等)
		・アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック)
		・型枠施工状況(各部の寸法等)
		・型枠脱型後のコンクリートの状況
	木造の部分	・1階床下の状況 ・接合部に応じた接合具の種類、本数 ・耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔

- ※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。
(該当しない項目は記入しないでください)
- ※2 太線枠内は記入しないでください。
- ※3 確認事項の項目にないものは、「16その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。
- ※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例：3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。
- ※5 「■」の図書について、該当する工事が無い場合は用意不要です。

(様式3-3)

〔鉄骨造〕
工事監理状況報告書【中間検査用】

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名		
工事場所		
確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	
計画変更 確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法90)工事現場の危害の防止	☐ 仮囲い,防護ネット,山留	A	適・不	適・不
3 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性,敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
4 (法40,42,43)敷地と道路の関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路,専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
5 (法52~54)敷地形状,容積率,建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路,隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
6 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路,隣地,北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
7 (令38,告示1347)基礎・地盤 (令77,78,79) (令73,告示1463) (令73,告示1463) (令72,74,告示1102) (令76,告示110)	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 杭種・工法・打設結果の確認	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 径,長さ,本数	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 杭頭処理	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 主筋・あばら筋等の本数,径及び間隔,かぶり厚	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 主筋の定着	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 継手の位置	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 継手試験結果(引張り,超音波)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 梁貫通補強	A・B・C	適・不	適・不
	☐ コンクリートの品質・規格	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 型わく及び支柱の除去	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎出来形(各部材の形状,寸法の確認)	A・B・C	適・不	適・不

8	(令66,67,68) (告示1456) (告示1464) 上部構造	建築物全体	☐ 建築物の形状	A・B・C	適・不	適・不
		部材の配置	☐ 建築物の建て入れ精度	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 柱・大梁・小梁の配置	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 垂直・水平ブレースの配置	A・B・C	適・不	適・不
			☐ デッキプレート,ALC板の方向性	A・B・C	適・不	適・不
		部材の仕様	☐ 鋼材・ボルトの材質,形状,寸法	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ボルトの縁端距離	A・B・C	適・不	適・不
		柱脚の施工 状況	☐ 柱とベースプレートの溶接	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ベースプレートの寸法	A・B・C	適・不	適・不
			☐ アンカーボルトの径,長さ,位置,二重ナット	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ベースプレート下モルタル充填	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 脚部の根巻き・埋込み	A・B・C	適・不	適・不
		柱・梁の仕 口部	☐ 突合せ溶接の位置,状況	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ダイヤフラムとフランジの位置,状況	A・B・C	適・不	適・不
			☐ スカラップ,エンドタブ,裏当て金の確認	A・B・C	適・不	適・不
		梁接合部	☐ HTBの径,本数,添え板厚	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ビンテールの破断(トルシア型)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ マーキングのずれ(全てのHTB)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 高力六角ボルトの締付け(JIS型)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 摩擦面の処理	A・B・C	適・不	適・不
		その他	☐ 溶接部の検査結果	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 床の仕様、接合方法	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ブレースの接合部,たわみ	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 梁 等貫通個所の位置,補強	A・B・C	適・不	適・不
			☐ さび止め塗装	A・B・C	適・不	適・不
		(令79の3)	☐ コンクリートのかぶり厚さ(SRC)	A・B・C	適・不	適・不
9	その他※3			A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不

指示内容※4

--

検査に用意する図書の例※5

確認関係図書	■確認申請図書 ■告示第1347号による基礎構造図
工事監理記録	■支持地盤確認 ■基礎配筋検査 ■鉄骨製品検査 ■建方検査
使用材料の品質を示す書類	■鉄筋・鉄骨ミルシート ■コンクリート試験結果等 ■使用材料品質証明書
検査結果報告書	■杭工事施工結果報告書 ■溶接部検査結果報告書 ■鉄骨精度測定結果 ■露出型柱脚施工管理報告書 ■コンクリート工事施工結果報告書 ■自主検査報告書
その他	■工事写真 ■認定・評定書の写し ■各種施工要領書

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。

(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「9その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「■」の図書について、該当する工事が無い場合は用意不要です。

(様式3-4)

〔鉄筋コンクリート造〕
工事監理状況報告書【中間検査用】

年 月 日

建築主様

報告者 住所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名		
工事場所		
確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	
計画変更 確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法90)工事現場の危害の防止	☐ 仮囲い,防護ネット,山留	A	適・不	適・不
3 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性,敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
4 (法40,42,43)敷地と道路の関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路,専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
5 (法52~54)敷地形状,容積率,建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路,隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
6 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路,隣地,北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
7 (令38,79,告示1347)基礎・地盤 (令77,78,79) (令73,告示1463) (令73,告示1463) (令72,74,告示1102) (令76,告示110)	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 杭種・工法・打設結果の確認	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 径,長さ,本数	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 杭頭処理	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 主筋・あばら筋等の本数,径及び間隔,かぶり厚	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 主筋の定着	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 継手の位置	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 梁貫通補強	A・B・C	適・不	適・不
	☐ コンクリートの品質・規格	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 型わく及び支柱の除去	A・B・C	適・不	適・不
8 基礎・上部共通	☐ 基礎出来形(各部材の形状,寸法の確認)	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 配筋仕様(大臣官房・JASS) その他 ()	A・B・C	適・不	適・不

			☐ 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 継手の接合方法()	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 継手試験方法・結果(抜取り・超音波探傷)	A・B・C	適・不	適・不
9	上部構造	全体 (令73,79)	☐ 鉄筋の乱れ,踏み荒らし,波打ち,たるみの有無	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 柱,梁,耐力壁,スラブの配置	A・B・C	適・不	適・不
			☐ かぶり厚さの状況	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 型枠中の清掃状況 (木片、その他のゴミ)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 主筋本数,径,配置方向(次階の主筋を含む)	A・B・C	適・不	適・不
		柱(令77)	☐ 各階止まり柱頭主筋の止まり高さと定着状況	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 柱仕口部分の帯筋の径,間隔	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 第一帯筋の位置と柱頭拘束帯筋の有無	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 主筋,あばら筋,腹筋,幅止め筋の状況	A・B・C	適・不	適・不
		梁(令78)	☐ 主筋の定着方法,長さ	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 中吊り筋の位置	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 継手の位置,長さ(重ね継手の場合)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 片持ち梁の主筋の位置と定着	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 貫通孔の位置,補強方法	A・B・C	適・不	適・不
			☐ ハンチ部分のあばら筋補強	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 主筋方向,径,間隔,スラブ厚	A・B・C	適・不	適・不
		スラブ	☐ 定着方法,長さ	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 継手の位置,長さ	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 片持ちスラブの定着と上端筋位置	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 隅部,開口部,設備配管に対する補強	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 縦筋の定着方法,長さ	A・B・C	適・不	適・不
		壁	☐ 壁交差部の縦筋補強	A・B・C	適・不	適・不
			☐ スリットの位置,施工状況	A・B・C	適・不	適・不
		その他	☐ 設備配管(CD管等)の配置	A・B・C	適・不	適・不
10	その他※3			A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不
				A・B・C	適・不	適・不

指示内容※4

--

検査に用意する図書の例※5

確認関係図書	■確認申請図書 ■告示第1347号による基礎構造図
工事監理記録	■支持地盤確認 ■配筋検査 ■型枠施工検査
使用材料の品質を示す書類	■鉄筋ミルシート ■コンクリート試験結果等 ■使用材料品質証明書
検査結果報告書	■杭工事施工結果報告書 ■コンクリート工事施工結果報告書 ■自主検査報告書
その他	■工事写真 ■認定・評定書の写し ■各種施工要領書

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。
(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「10その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「■」の図書について、該当する工事が無い場合は用意不要です。

(様式4-1)

〔木造軸組工法〕
工事監理状況報告書【完了検査用】

年 月 日

建築主様 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名	
工事場所	
確認済証	年 月 日 第 号 確認機関名
計画変更 確認済証	年 月 日 第 号 確認機関名

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
3 (法40,42,43)敷地と道路の関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
4 (法52～54)敷地形状、容積率、建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路、隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
5 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
6 (令129の2の4～7等)設備	☐ 浄化槽の仕様・処理能力	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	A・B・C	適・不	適・不 *
7 外装仕上げ等	☐ 屋根・外壁・軒裏材の仕様(法22,23)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 大規模木造建築物等の外壁・軒裏材の仕様(法25)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 防火地域内等の開口部・外装等の仕様(法61～64)	A・B・C	適・不	適・不 **
8 (法35の2)特殊建築物等の内装	☐ 壁・天井の仕上げ	A・B・C	適・不	適・不 **
9 (法28)居室の採光・換気	☐ 間取り	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 火気使用室の換気設備	A・B・C	適・不	適・不 **
10 (令23～26)階段及び踊場	☐ 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	A・B・C	適・不	適・不 *
11 (法35)特殊建築物等の避難	☐ 避難施設(下記項目を除く)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 排煙設備(令126の2,126の3)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 非常用の照明装置(令126の4,126の5)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 非常用進入口(令126の6,126の7)	A・B・C	適・不	適・不 **

		☐ 敷地内通路(令128)	A・B・C	適・不	適・不 **
12	防火区画等	☐ 界壁(令22の3,令114)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 防火区画(令112)	A・B・C	適・不	適・不 **
		☐ 防火壁等(法26),延べ面積1,000㎡超	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 避雷設備(法33),20mを超える建築物	A・B・C	適・不	適・不 *
13	(法28の2,令20の5) シックハウス対策	☐ クロルピリホスの使用禁止	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 内装下地材の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 接着剤の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 内装仕上げ材の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 塗料の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 建具・造り付家具の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気区画・換気ルート	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気設備機器の性能(換気風量)	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 天井裏等の下地材	A・B・C	適・不	適・不
14	(令38,告示1347)基礎・地盤	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 基礎種別の確認(連続,べた,独立,杭)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 各部材の形状,寸法の確認	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 配筋の確認(径,間隔,かぶり,継手,定着,貫 通補強等)	A・B・C	適・不	適・不 *
15	(令22)居室の床の高さ及び 防湿方法	☐ 床の高さ,床下換気口又これに代わる措置	A・B・C	適・不	適・不 *
16	主要構造部及び主要構造部 以外の構造耐力上主要な部 分に用いる材料(接合材料を 含む)	☐ 木材,コンクリート,鉄筋,屋根材,外壁材,接 合金物等の種類・品質・形状・寸法	A・B・C	適・不	適・不 *
17	(令42)土台	☐ 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接 合方法)	A・B・C	適・不	適・不 *
18	(令43)柱	☐ 柱の小径,有効細長比	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ すみ柱又はこれに準ずる柱	A・B・C	適・不	適・不 *
19	(令44)横架材	☐ 中央部下側の欠込み	A・B・C	適・不	適・不 *
20	(令45)筋かい	☐ 形状・寸法	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 欠込み部の補強	A・B・C	適・不	適・不 *
21	(令46)構造耐力上必要な軸 組等	☐ 耐力壁の配置(壁量計算書,軸組のバランス チェックシートとの照合)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 火打材	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 小屋組の振れ止め	A・B・C	適・不	適・不 *
22	(令47)構造耐力上主要な部 分である継手又は仕口	☐ 筋かいの端部における仕口(筋かいプレ ートによる接合)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 軸組の柱脚・柱頭の仕口(ホールダウン金 物等による緊結)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ その他の継手又は仕口	A・B・C	適・不	適・不 *
23	(令49)防腐防蟻措置	☐ 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	A・B・C	適・不	適・不 *
24	外皮性能	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	—	適・不	適・不 *
25	一次エネルギー消費量	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	—	適・不	適・不 *
26	その他※ ³		A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不

指示内容※⁴

検査に用意する図書の例※5

確認関係図書	■確認申請図書 □告示第1347号による基礎構造図
工事監理記録	■支持地盤確認 ■基礎配筋検査 ■軸組検査 ■屋根材接合確認 ■断熱施工確認 ■一次エネ設備確認 ■埋設・隠蔽配管確認 ■完成検査 ■その他検査・確認
使用材料の品質を示す書類 (品質を示す写真も可)	□鉄筋・鉄骨ミルシート □コンクリート納入書・試験結果等 □木材納品書 □接合金物カタログ等 △屋根・外壁材納品書 □断熱材・サッシ・ガラス納入仕様書等 ■内装材等納品書(シックハウス) △内装材等納品書(内装制限) □一次エネ設備納入仕様書等 □各種認定書
その他	□工事写真※6 □各種施工結果報告書(杭・地盤改良等) □各種施工要領書

検査に用意する工事写真の例

材料		・構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など(鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具) ・断熱材(仕様・厚さ)
施工状況 (適切な工事監理の実施が確認できれば、全箇所ではなく種類毎の写真提示も可)	基礎	・支持地盤の状況
		・基礎配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等)
		・アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック)
		・型枠施工状況(各部の寸法等)
		・型枠脱型後のコンクリートの状況
	木造の部分	・柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置
		・接合金物の配置の状況(柱頭、柱脚、筋かい端部、火打、土台)
		・接合部に応じた接合具の種類、本数
		・耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
		・防腐防蟻処理の範囲
	屋根	・瓦等、屋根葺き材の留付状況
	断熱材	・断熱材の設置状況
	配管	・埋設、隠蔽配管の施工状況

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。
(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないでください。「*」印は、検査省略項目の区分で、内容は以下のとおり。

*：令第10条第3号及び第4号建築物の検査省略項目、**：令第10条第3号建築物の検査省略項目

※3 確認事項の項目にないものは、「26その他」の欄に記入してください。例として、県条例による制限や、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例：3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「■」「△」「□」の記号は、当該書類の用意に関する区分で、内容は以下のとおりです。なお、該当しない項目に係る書類(例えば、省エネ外皮基準適用外の非住宅の場合の断熱等関係書類)や、中間検査時にすべて検査が終了している書類については検査に用意不要です。

■：用意する書類

△：令第10条第3号建築物(防火地域等外の一戸建て住宅)の場合は用意不要(建築士により工事監理された場合に限る)

□：法第6条の4第1項第3号建築物の場合は用意不要(建築士により工事監理された場合に限る)

※6 法7条の5(検査の特例)の適用の場合、「基礎配筋」「軸組及び仕口その他の接合部」「屋根小屋組」の写真を、完了検査申請書に添付してください(中間検査前の工事に係るものは除く)。

(様式4-2)

〔木造枠組壁工法〕
工事監理状況報告書【完了検査用】

年 月 日

建築主様 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名		
工事場所		
確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	
計画変更 確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
3 (法40,42,43)敷地と道路の 関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
4 (法52～54)敷地形状、容積率、 建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路、隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
5 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
6 (令129の2の4～7等)設備	☐ 浄化槽の仕様・処理能力	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	A・B・C	適・不	適・不 *
7 外装仕上げ等	☐ 屋根・外壁・軒裏材の仕様(法22,23)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 大規模木造建築物等の外壁・軒裏材の仕様(法25)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 防火地域内等の開口部・外装等の仕様(法61～64)	A・B・C	適・不	適・不 **
8 (法35の2)特殊建築物等の内装	☐ 壁・天井の仕上げ	A・B・C	適・不	適・不 **
9 (法28)居室の採光・換気	☐ 間取り	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 火気使用室の換気設備	A・B・C		**
10 (令23～26)階段及び踊場	☐ 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	A・B・C	適・不	適・不 *
11 (法35)特殊建築物等の避難	☐ 避難施設(下記項目を除く)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 排煙設備(令126の2,126の3)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 非常用の照明装置(令126の4,126の5)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 非常用進入口(令126の6,126の7)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 敷地内通路(令128)	A・B・C	適・不	適・不 **

12	防火区画等	☐ 界壁(令22の3,令114)	A・B・C	適・不	適・不 **
		☐ 防火区画(令112)	A・B・C	適・不	適・不 **
		☐ 防火壁等(法26),延べ面積1,000㎡超	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 避雷設備(法33),20mを超える建築物	A・B・C	適・不	適・不 *
13	(法28の2,令20の5) シックハウス対策	☐ クロルピリホスの使用禁止	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 内装下地材の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 接着剤の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 内装仕上げ材の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 塗料の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 建具・造り付家具の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気区画・換気ルート	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気設備機器の性能(換気風量)	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 天井裏等の下地材	A・B・C	適・不	適・不
14	(令38,告示1347)基礎・地盤	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 基礎種別の確認(連続,べた,独立,杭)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 各部材の形状,寸法の確認	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 配筋の確認(径,間隔,かぶり,継手,定着,貫 通補強等)	A・B・C	適・不	適・不 *
15	(令22)居室の床の高さ及び 防湿方法	☐ 床の高さ,床下換気口又これに代わる措置	A・B・C	適・不	適・不 *
16	主要構造部及び主要構造部 以外の構造耐力上主要な部 分に用いる材料(接合材料を 含む)	☐ 木材,コンクリート,鉄筋,屋根材,外壁材,接 合金物等の種類・品質・形状・寸法	A・B・C	適・不	適・不 *
17	(令42)土台	☐ 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接 合方法)	A・B・C	適・不	適・不 *
18	(告示1540)床版	☐ 根太(床・端・側)の形状・寸法・間隔・転び 止め	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 開口部補強	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 耐力壁直下の床根太補強	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 床材の厚さ	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 各部材相互の緊結	A・B・C	適・不	適・不 *
19	(告示1540)耐力壁等	☐ 耐力壁の配置(壁量計算書との照合)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 上,下,たて枠寸法・規格	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 耐力壁線相互の距離,耐力壁線により囲ま れた部分の水平投影面積	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 外壁の耐力壁線相互の交さする部分	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 耐力壁のたて枠相互間隔	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 各耐力壁の隅角部及び交さ部	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 耐力壁のたて枠と直下の床の枠組みとの 緊結	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 頭つなぎ	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 耐力壁線に設ける開口部の幅等	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 開口部上部のまぐさ	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 筋かいの欠込み	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 各部材相互の緊結	A・B・C	適・不	適・不 *
20	(告示1540)根太等の横架材	☐ 横架材の欠込みが無いこと	A・B・C	適・不	適・不 *
21	(令46,告示1540)小屋組等	☐ たるき及び天井根太の 寸法・規格	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ たるき相互の間隔	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ たるきつなぎ	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ トラス	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ たるき又はトラスと頭つなぎ及び上枠と の緊結	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 振れ止め	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 屋根版	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 屋根下地の寸法・規格	A・B・C	適・不	適・不 *

		☐ 各部材相互の緊結	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 開口部の幅等	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 開口部上部のまぐさ	A・B・C	適・不	適・不 *
22	(令49)防腐防蟻措置	☐ 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	A・B・C	適・不	適・不 *
23	外皮性能	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	—	適・不	適・不 *
24	一次エネルギー消費量	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	—	適・不	適・不 *
25	その他 ^{※3}		A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不

指示内容^{※4}

--

検査に用意する図書の例^{※5}

確認関係図書	☒ 確認申請図書 ☐ 告示第1347号による基礎構造図 ☐ 床伏せ図、壁伏せ図、屋根伏せ図
工事監理記録	☒ 支持地盤確認 ☒ 基礎配筋検査 ☒ 枠組等構造検査 ☒ 屋根材接合確認 ☒ 断熱施工確認 ☒ 一次エネ設備確認 ☒ 埋設・隠蔽配管確認 ☒ 完成検査 ☒ その他検査・確認
使用材料の品質を示す書類 (品質を示す写真も可)	☐ 鉄筋・鉄骨ミルシート ☐ コンクリート納入書・試験結果等 ☐ 木材納品書 ☐ 接合金物カタログ等 ☐ 屋根・外壁材納品書 ☐ 断熱材・サッシ・ガラス納入仕様書等 ☒ 内装材等納品書（シックハウス） ☐ 内装材等納品書（内装制限） ☐ 一次エネ設備納入仕様書等 ☐ 各種認定書
その他	☐ 工事写真 ^{※6} ☐ 各種施工結果報告書（杭・地盤改良等） ☐ 各種施工要領書

検査に用意する工事写真の例

材料		・構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など（鉄筋、コンクリート、土台、壁枠組材、床枠組材、小屋組材、各面材、接合金物・接合具） ・断熱材（仕様・厚さ）
施工状況 (適切な工事監理の実施が確認できれば、全箇所ではなく種類毎の写真提示も可)	基礎	・支持地盤の状況
		・基礎配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等）
		・アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック）
		・型枠施工状況（各部の寸法等）
		・型枠脱型後のコンクリートの状況
	木造の部分	・土台、壁、床、小屋組等構造材の配置
		・接合金物の配置
		・接合部に応じた接合具の種類、本数
		・各面材に用いられる接合具の種類、間隔
		・防腐防蟻処理の範囲
	屋根	・瓦等、屋根葺き材の留付状況
	断熱材	・断熱材の設置状況
	配管	・埋設、隠蔽配管の施工状況

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。
(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないでください。「*」印は、検査省略項目の区分で内容は以下のとおりです。

*：令第10条第3号及び第4号建築物の検査省略項目、**：令第10条第3号建築物の検査省略項目

※3 確認事項の項目にないものは、「25その他」の欄に記入してください。例として、県条例による制限や、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号（例：3-1）と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「■」「△」「□」の記号は、当該書類の用意に関する区分で、内容は以下のとおりです。なお、該当しない項目に係る書類（例えば、省エネ外皮基準適用外の非住宅の場合の断熱等関係書類）や、中間検査時にすべて検査が終了している書類については検査に用意不要です。

■：用意する書類

△：令第10条第3号建築物（防火地域等外の一戸建て住宅）の場合は用意不要（建築士により工事監理された場合に限る）

□：法第6条の4第1項第3号建築物の場合は用意不要（建築士により工事監理された場合に限る）

※6 法7条の5（検査の特例）の適用の場合、「基礎配筋」「軸組及び仕口その他の接合部」「屋根小屋組」の写真を、完了検査申請書に添付してください（中間検査前の工事に係るものは除く）。

(様式4-3)

〔鉄骨造〕
工事監理状況報告書【完了検査用】

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名		
工事場所		
確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	
計画変更 確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不
2 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性,敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不
3 (法40,42,43)敷地と道路の 関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 敷地内通路,専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不
4 (法52～54)敷地形状,容積率, 建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 建物配置(道路,隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不
5 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 道路,隣地,北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不
6 (令129の2の4～7等) 設備	☐ 浄化槽の仕様・処理能力	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	A・B・C	適・不	適・不 *
7 外装仕上げ等	☐ 屋根・外壁・軒裏材の仕様(法22,23)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 防火地域内等の開口部・外装等の仕様(法61～64)	A・B・C	適・不	適・不 **
8 (法2)耐火,準耐火建築物	☐ 主要構造部の仕様	A・B・C	適・不	適・不 **
9 (法35の2)特殊建築物等の内装	☐ 壁・天井の仕上げ	A・B・C	適・不	適・不 **
10 (法28)居室の採光・換気	☐ 間取り	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 外壁の開口部の大きさ,機械換気設備の仕様	A・B・C	適・不	適・不 *
	☐ 火気使用室の換気設備	A・B・C	適・不	適・不 **
11 (令23～26)階段及び踊場	☐ 幅・蹴上げ・踏面の寸法,手摺	A・B・C	適・不	適・不 *
12 (法35)特殊建築物等の避難	☐ 避難施設(下記項目を除く)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 排煙設備(令126の2,126の3)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 非常用の照明装置(令126の4,126の5)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 非常用進入口(令126の6,126の7)	A・B・C	適・不	適・不 **
	☐ 敷地内通路(令128)	A・B・C	適・不	適・不 **
13 防火区画等	☐ 界壁(令22の3,令114)	A・B・C	適・不	適・不 **

		☐ 防火区画(令112)	A・B・C	適・不	適・不 **
		☐ 防火壁等(法26),延べ面積1,000㎡超	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 避雷設備(法33),20mを超える建築物	A・B・C	適・不	適・不 *
14	(法28の2,令20の5) シックハウス対策	☐ クロルピリホスの使用禁止	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 内装下地材の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 接着剤の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 内装仕上げ材の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 塗料の種別	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 建具・造り付家具の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気区画・換気ルート	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気設備機器の性能(換気風量)	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 天井裏等の下地材	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 気密層・通気止	A・B・C	適・不	適・不
15	(令38,告示1347)基礎・地盤	☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 杭種・工法・打設結果の確認	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 径,長さ,本数	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 杭頭処理	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令77,78,79)	☐ 主筋・あばら筋等の本数,径及び間隔,かぶり厚	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令73,告示1463)	☐ 主筋の定着	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令73,告示1463)	☐ 継手の位置	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 継手試験結果(引張り,超音波)	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 梁貫通補強	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令72,74,告示1102)	☐ コンクリートの品質・規格	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令76,告示110)	☐ 型わく及び支柱の除去	A・B・C	適・不	適・不 *
		☐ 基礎出来形(各部材の形状,寸法の確認)	A・B・C	適・不	適・不 *
16	(令66,67,68) (告示1456) (告示1464) 上部構造	建築物全体	☐ 建築物の形状	A・B・C	適・不 *
		部材の配置	☐ 建築物の建て入れ精度	A・B・C	適・不 *
			☐ 柱・大梁・小梁の配置	A・B・C	適・不 *
			☐ 垂直・水平ブレースの配置	A・B・C	適・不 *
			☐ デッキプレート,ALC板の方向性	A・B・C	適・不 *
		部材の仕様	☐ 鋼材・ボルトの材質,形状,寸法	A・B・C	適・不 *
			☐ ボルトの縁端距離	A・B・C	適・不 *
		柱脚の施工 状況	☐ 柱とベースプレートの溶接	A・B・C	適・不 *
			☐ ベースプレートの寸法	A・B・C	適・不 *
			☐ アンカーボルトの径,長さ,位置,二重ナット	A・B・C	適・不 *
			☐ ベースプレート下モルタル充填	A・B・C	適・不 *
			☐ 脚部の根巻き・埋込み	A・B・C	適・不 *
		柱・梁の仕 口部	☐ 突合せ溶接の位置,状況	A・B・C	適・不 *
			☐ ダイヤフラムとフランジの位置,状況	A・B・C	適・不 *
			☐ スクラップ,エンドタブ,裏当て金の確認	A・B・C	適・不 *
		梁接合部	☐ HTBの径,本数,添え板厚	A・B・C	適・不 *
			☐ ビンテールの破断(トルシア型)	A・B・C	適・不 *
			☐ マーキングのずれ(全てのHTB)	A・B・C	適・不 *
			☐ 高力六角ボルトの締付け(JIS型)	A・B・C	適・不 *
			☐ 摩擦面の処理	A・B・C	適・不 *
		その他	☐ 溶接部の検査結果	A・B・C	適・不 *
			☐ 床の仕様・接合方法	A・B・C	適・不 *
			☐ ブレースの接合部,たわみ	A・B・C	適・不 *
			☐ 梁 等貫通個所の位置,補強	A・B・C	適・不 *
			☐ さび止め塗装	A・B・C	適・不 *
	(令79の3)		☐ コンクリートのかぶり厚さ(SRC)	A・B・C	適・不 *

17	(令70)柱の防火被覆	☐ 防火被覆の状況	A・B・C	適・不	適・不	*
18	外皮性能	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	－	適・不	適・不	*
19	一次エネルギー消費量	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	－	適・不	適・不	*
20	その他 ^{※3}		A・B・C	適・不	適・不	
			A・B・C	適・不	適・不	
			A・B・C	適・不	適・不	
			A・B・C	適・不	適・不	
			A・B・C	適・不	適・不	

指示内容^{※4}

検査に用意する図書の例^{※5}

確認関係図書	☒ 確認申請図書 ☐ 告示第1347号による基礎構造図
工事監理記録	☒ 支持地盤確認 ☒ 基礎配筋検査 ☒ 鉄骨製品検査 ☒ 建方検査 ☒ 屋根材接合確認 ☒ 断熱施工確認 ☒ 一次エネ設備確認 ☒ 埋設・隠蔽配管確認 ☒ 完了検査 ☒ その他検査・確認
使用材料の品質を示す書類	☐ 鉄筋・鉄骨ミルシート ☐ コンクリート納入仕様書・試験結果等 ☐ 使用材料品質証明書 △屋根・外壁納品書 ☐ 断熱材・サッシ・ガラス納入仕様書等 ☒ 内装材等納品書（シックハウス） △内装材納品書（内装制限） ☐ 一次エネ設備納入仕様書等 ☐ 各種認定書
検査結果報告書	☐ 杭工事施工結果報告書 ☐ 溶接部検査結果報告書 ☐ 鉄骨精度測定結果 ☐ 露出型柱脚施工管理報告書 ☐ コンクリート工事施工結果報告書 ☐ 自主検査報告書
その他	☐ 工事写真 ^{※6} ☐ 認定・評定書の写し ☐ 各種施工要領書

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。

（該当しない項目は記入しないでください）

※2 太線枠内は記入しないでください。「*」印は、検査省略項目の区分で内容は以下のとおりです。

*：令第10条第3号及び第4号建築物の検査省略項目、**：令第10条第3号建築物の検査省略項目

※3 確認事項の項目にないものは、「20その他」の欄に記入してください。例として、県条例による制限や、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「☒」「△」「☐」の記号は、当該書類の用意に関する区分で、内容は以下のとおりです。なお、該当しない項目に係る書類（例えば、省エネ外皮基準適用外の非住宅の場合の断熱等関係書類）や、中間検査時にすべて検査が終了している書類については検査に用意不要です。

☒：用意する書類

△：令第10条第3号建築物（防火地域等外の一戸建て住宅）の場合は用意不要（建築士により工事監理された場合に限る）

☐：法第6条の4第1項第3号建築物の場合は用意不要（建築士により工事監理された場合に限る）

※6 法7条の5（検査の特例）の適用の場合、「基礎配筋」「軸組及び仕口その他の接合部」「屋根小屋組」の写真を、完了検査申請書に添付してください（中間検査前の工事に係るものは除く）。

(様式4-4)

〔鉄筋コンクリート造〕
工事監理状況報告書【完了検査用】

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名			
工事場所			
確認済証	年 月 日	第	号
	確認機関名		
計画変更 確認済証	年 月 日	第	号
	確認機関名		

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2	
		A目視確認	結果	結果	
		B計測確認			
		C書類確認			
1 (法89)確認表示板	☐ 建築確認表示板の設置	A	適・不	適・不	
2 (法19)敷地の衛生及び安全	☐ がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	A・B・C	適・不	適・不	
3 (法40,42,43)敷地と道路の 関係	☐ 道路の幅員	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 道路に接する敷地の長さ	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 2項道路の後退	A・B・C	適・不	適・不	
		A・B・C	適・不	適・不	
4 (法52～54)敷地形状、容積率、 建蔽率	☐ 敷地形状及び高低差	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 基礎形状・建物形状	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 建物配置(道路、隣地からの離れ)	A・B・C	適・不	適・不	
5 (法56)斜線制限	☐ 建築確認図書の立面図との照合	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	A・B・C	適・不	適・不	
6 (令129の2の4～7等) 設備	☐ 浄化槽の仕様・処理能力	A・B・C	適・不	適・不	
	☐ 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不	*
	☐ 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	A・B・C	適・不	適・不	*
	☐ ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	A・B・C	適・不	適・不	*
7 外装仕上げ等	☐ 屋根・外壁・軒裏材の仕様(法22,23)	A・B・C	適・不	適・不	**
	☐ 防火地域内等の開口部・外装等の仕様(法61～64)	A・B・C	適・不	適・不	**
8 (法27)耐火、準耐火建築物	☐ 主要構造部の仕様	A・B・C	適・不	適・不	**
9 (法35の2)特殊建築物等の内装	☐ 壁・天井の仕上げ	A・B・C	適・不	適・不	**
10 (法28)居室の採光・換気	☐ 間取り	A・B・C	適・不	適・不	*
	☐ 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	A・B・C	適・不	適・不	*
	☐ 火気使用室の換気設備	A・B・C	適・不	適・不	**
11 (令23～26)階段及び踊場	☐ 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	A・B・C	適・不	適・不	*
12 (法35)特殊建築物等の避難	☐ 避難施設(下記項目を除く)	A・B・C	適・不	適・不	**
	☐ 排煙設備(令126の2,126の3)	A・B・C	適・不	適・不	**
	☐ 非常用の照明装置(令126の4,126の5)	A・B・C	適・不	適・不	**
	☐ 非常用進入口(令126の6,126の7)	A・B・C	適・不	適・不	**
	☐ 敷地内通路(令128)	A・B・C	適・不	適・不	**
13 防火区画等	☐ 界壁(令22の3,令114)	A・B・C	適・不	適・不	**

			☐ 防火区画(令112)	A・B・C	適・不	適・不 **
			☐ 防火壁等(法26),延べ面積1,000㎡超	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 避雷設備(法33),20mを超える建築物	A・B・C	適・不	適・不 *
14	(法28の2,令20の5) シックハウス対策		☐ クロルピリホスの使用禁止	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 内装下地材の種類	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 接着剤の種類	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 内装仕上げ材の種類	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 塗料の種類	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 建具・造り付家具の種類	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 換気区画・換気ルート	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 換気設備機器の性能(換気風量)	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 天井裏等の下地材	A・B・C	適・不	適・不
			☐ 気密層・通気止	A・B・C	適・不	適・不
15	(令38,79,告示1347)基礎・地盤		☐ 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 地耐力が得られなかった場合の措置 措置の内容()	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 杭種・工法・打設結果の確認	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 径,長さ,本数	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 杭頭処理	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令77,78,79)		☐ 主筋・あばら筋等の本数,径及び間隔,かぶり厚	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令73,告示1463)		☐ 主筋の定着	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令73,告示1463)		☐ 継手の位置	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 梁貫通補強	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令72,74,告示1102)		☐ コンクリートの品質・規格	A・B・C	適・不	適・不 *
	(令76,告示110)		☐ 型わく及び支柱の除去	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 基礎出来形(各部材の形状,寸法の確認)	A・B・C	適・不	適・不 *
16	基礎・上部共通		☐ 配筋仕様(大臣官房・JASS) その他 ()	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 継手の接合方法()	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 継手試験方法・結果(抜取り・超音波探傷)	A・B・C	適・不	適・不 *
17	上部構造	全体	☐ 鉄筋の乱れ,踏み荒らし,波打ち,たるみの有無	A・B・C	適・不	適・不 *
		(令73,79)	☐ 柱,梁,耐力壁,スラブの配置	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ かぶり厚さの状況	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 型枠中の清掃状況 (木片,その他のゴミ)	A・B・C	適・不	適・不 *
		柱(令77)	☐ 主筋本数,径,配置方向(次階の主筋を含む)	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 各階止まり柱頭主筋の止まり高さとは定着状況	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 柱仕口部分の帯筋の径,間隔	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 第一帯筋の位置と柱頭拘束帯筋の有無	A・B・C	適・不	適・不 *
		梁(令78)	☐ 主筋,あばら筋,腹筋,幅止め筋の状況	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 主筋の定着方法,長さ	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 中吊り筋の位置	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 継手の位置,長さ(重ね継手の場合)	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 片持ち梁の主筋の位置と定着	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 貫通孔の位置,補強方法	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ ハンチ部分のあばら筋補強	A・B・C	適・不	適・不 *
		スラブ	☐ 主筋方向,径,間隔,スラブ厚	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 定着方法,長さ	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 継手の位置,長さ	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 片持ちスラブの定着と上端筋位置	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 隅部,開口部,設備配管に対する補強	A・B・C	適・不	適・不 *
		壁	☐ 縦筋の定着方法,長さ	A・B・C	適・不	適・不 *
			☐ 壁交差部の縦筋補強	A・B・C	適・不	適・不 *

		☐ スリットの位置,施工状況	A・B・C	適・不	適・不 *
	その他	☐ 設備配管(CD管等)の配置	A・B・C	適・不	適・不 *
18	外皮性能	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	—	適・不	適・不 *
19	一次エネルギー消費量	(該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	—	適・不	適・不 *
20	その他 ^{※3}		A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不
			A・B・C	適・不	適・不

指示内容^{※4}

検査に用意する図書の例^{※5}

確認関係図書	■確認申請図書 ☐ 告示第1347号による基礎構造図
工事監理記録	■支持地盤確認 ■配筋検査 ■屋根材接合確認 ■断熱施工確認 ■一次エネ設備確認 ■埋設・隠蔽配管確認 ■完了検査 ■その他検査・確認
使用材料の品質を示す書類	☐ 鉄筋ミルシート ☐ コンクリート納入書・試験結果等 ☐ 使用材料品質証明書 △屋根・外壁納品書 ☐ 断熱材・サッシ・ガラス納入仕様書等 ■内装材等納品書（シックハウス） △内装材納品書（内装制限） ☐ 一次エネ設備納入仕様書等 ☐ 各種認定書
検査結果報告書	☐ 杭工事施工結果報告書 ☐ コンクリート工事施工結果報告書 ☐ 自主検査報告書
その他	☐ 工事写真 ^{※6} ☐ 認定・評定書の写し ☐ 施工要領書

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に、不適合は「不」に○印を記入してください。

（該当しない項目は記入しないでください）

※2 太線枠内は記入しないでください。「*」印は、検査省略項目の区分で内容は以下のとおりです。

*：令第10条第3号及び第4号建築物の検査省略項目、**：令第10条第3号建築物の検査省略項目

※3 確認事項の項目にないものは、「17その他」の欄に記入してください。例として、県条例による制限や、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 「■」「△」「□」の記号は、当該書類の用意に関する区分で、内容は以下のとおりです。なお、該当しない項目に係る書類（例えば、省エネ外皮基準適用外の非住宅の場合の断熱等関係書類）や、中間検査時にすべて検査が終了している書類については検査に用意不要です。

■：用意する書類

△：令第10条第3号建築物（防火地域等外の一戸建て住宅）の場合は用意不要（建築士により工事監理された場合に限る）

□：法第6条の4第1項第3号建築物の場合は用意不要（建築士により工事監理された場合に限る）

※6 法7条の5（検査の特例）の適用の場合、「基礎配筋」「軸組及び仕口その他の接合部」「屋根小屋組」の写真を、完了検査申請書に添付してください（中間検査前の工事に係るものは除く）。

(様式5)

鉄骨工事施工結果報告書

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事施工者) 営 業 所 名
建設業許可 (大臣・知事)登録第 号
管理者氏名
電 話 番 号

下記建築物の施工管理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

工 事 名 称					
建築主氏名					
工 事 場 所					
確 認 済 証	年 月 日	第 号			
	確 認 機 関 名				
計 画 変 更 確 認 済 証	年 月 日	第 号			
	確 認 機 関 名				
建築物構造	造 一部 造				
建築物規模	階数	地上 階	地下 階	延べ床面積	m ²

工事管理の状況

使 用 鋼 材		鋼材種別 柱 () 梁 () ダイヤフラム等他 () 最大板厚 柱 () 梁 () ダイヤフラム等他 ()								
鉄骨加工工場	住 所									
	名 称					登録番号				
	グ レ ー ド	S・H・M・R・J		評価機関名						
	溶 接 検 査	検査員名(工場)					資 格			
		検査員名(現場)					資 格			
溶接検査機関	住 所									
	名 称									
	認定機関・番号									
	検査員名(工場)					資 格				
	検査員名(現場)					資 格				
溶接部検査・確認	検 査 方 法		製 作	工事施工者		委託検査機関(第三者機関)		鉄骨加工工場		
			場 所	抜取率%	合格率%	抜取率%	合格率%	抜取率%	合格率%	
	外観(目視)検査		工 場							
			現 場							
	非破壊検査 (超音波探傷)		工 場							
			現 場							
	項目(指摘事項の有無)		検査方法・不具合の処理方法			項目(指摘事項の有無)		検査方法・不具合の処理方法		
	入 熱 温 度					余盛り過大	有・無			
	パス間温度					溶接ビート不揃い	有・無			
	アンダーカット					ピ ッ ト	有・無			
	割 れ					溶接部のずれ	有・無			
	オーバーラップ						有・無			

検査の状況

番号	検査項目	検査の日付		内 容
		施工者	監理者	
1	工作図確認 現 寸 検 査			1. 施工図の確認及び現寸検査を行った。
				2. 剛接合部について応力伝達上支障のないことを確認した。
				3. 設計図書の変更をした項目()
2	材 料 検 査 溶接仕口部 仮付組立検査			4. 溶接棒,溶接姿勢,電流,溶接技術者資格を確認した。
				5. 使用材料の材料検査を行った。(試験・ミルシート)
				6. 突合せ溶接の開先角度を検査した。
				7. 同上のルート面状態,ルート間隔を検査した。
				8. スカラップ(旧式・改良・ノンスカ)を確認した。
				9. エンドタブ(スチール(L=)・フラックス)を確認した。
				10. 裏あて金の取付け状態又は裏はつりを確認した。
				11. 突合せ継手の食い違い,仕口部の板ずれを検査した。
				12. すみ肉溶接のはだすきを検査した。
				13. 仕口内部の内ダイヤフラムの取付けと開先の検査をした。
				14. 組立て溶接の確認をした。
				15. ボルト等の縁端距離,相互間の中心距離の確認をした。
				16. ボルト孔の径とボルト径の確認をした。
3	溶 接 検 査 製 品 検 査			1. 入熱温度,パス間温度の管理状況を確認した。
				2. 柱,梁等の部材寸法等を確認した。
				3. すみ肉溶接の脚長寸法を確認した。
				4. 裏ハツリの施工を確認した。
				5. スラグ,スパッタの除去(清掃)を確認した。
				6. 鉛直ブレースの溶接長,ボルトのはしあき・へりあきを確認した。
				7. 水平ブレースの溶接長,ボルトのはしあき・へりあきを確認した。
4	ボルト締付 建て方検査			1. 高力ボルトの製品名()(JIS・トルシア)
				2. 高力ボルトの材料強度を確認した。(ミルシート)
				3. ボルトの本数,径,添板の板厚等を確認した。
				4. 高力ボルトの摩擦面処理を確認した。(方法:)
				5. 高力ボルトのトルク係数値試験を行った。(JIS型トルクコントロール法)
				6. 一次締め後マーキングを行った。(全ての高力ボルト)
				7. 二次締め後ナット回転量,共回り・軸回りの無い事,ボルト余長を確認した。
				8. トルシア型の場合,ピンテールの破断を確認した。
				9. 建入れ精度を確認確認した。
				10. ブレースの遊びがないか確認した。
5	柱 脚 (通 常 型) (既 成 型)			1. アンカーボルト径,長さ,材質,降伏比,取付位置の確認をした。
				2. グラウトモルタルの充填を確認した。
				3. アンカーボルトの締付を確認した。
				4. 露出型固定柱脚は,メーカーのチェックシートにより確認した。
6	デ ッ キ プ レ ー ト			1. スタッドボルトの打撃曲げ試験を行った。
				2. 接合の種類の確認を行った。(方法:)
				3. 接合のピッチ,外観検査を行った。
7	そ の 他 の 検 査			
8	不具合の処理及び検査結果の考察			
9	各種検査の 書 類	確認事項		工事監理者の確認
		①鋼材の品質証明書		有・無
		②非破壊検査報告書		有・無
		③露出型柱脚施工管理報告書		有・無
		④溶接技能者資格証明書		有・無
		確認事項		工事監理者の確認
		⑤工事写真		有・無
		⑥社内検査記録		有・無
		⑦その他		有・無

(様式 6 - 1)

〔住宅・仕様基準〕
省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名		
工事場所		
確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	
計画変更 確認済証	年 月 日	第 号
	確認機関名	

工事監理の状況

確認事項		確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
			A目視確認	結果	結果
			B計測確認		
			C書類確認		
1	外皮	☐ 断熱材の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）	A・B・C	適・不	適・不
2	暖房設備	☐ 暖房方式	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 暖房設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
3	冷房設備	☐ 冷房方式	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 冷房設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
4	換気設備	☐ 換気設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
5	照明設備	☐ 非居室の照明設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
6	給湯設備	☐ 給湯設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
7	その他※3		A・B・C	適・不	適・不

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。（該当しない項目は記入しないでください）

※2 太枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「7その他」の欄に記入してください。

(様式 6 - 2)

〔住宅・標準計算法〕
省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名	
工 事 場 所	
確 認 済 証	年 月 日 第 号
	確 認 機 関 名
計 画 変 更	年 月 日 第 号
確 認 済 証	確 認 機 関 名

工事監理の状況

確認事項		確認を行う照合内容	工事監理者確認結果 ^{※1}		検査員記録 ^{※2}
			A目視確認	結果	結果
			B計測確認		
			C書類確認		
1	基本情報	☐ 建て方、居室の構成等	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）	A・B・C	適・不	適・不
2	外皮	☐ 熱的境界となる部位、面積	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	A・B・C	適・不	適・不
3	暖房設備	☐ 暖房方式、暖房設備機器の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 暖房設備機器の仕様、性能	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 暖房設備等の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
4	冷房設備	☐ 冷房方式、冷房設備機器の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 冷房設備機器の仕様、性能	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 冷房設備等の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
5	換気設備	☐ 換気方式、換気設備の仕様、性能	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気設備等の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
6	給湯設備	☐ 給湯設備の有無、熱源機の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 給湯設備機器の仕様、性能	A・B・C	適・不	適・不
		☐ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等	A・B・C	適・不	適・不
7	照明設備	☐ 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
8	太陽光発電設備	☐ パワーコンディショナの定格負荷効率	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 太陽電池アレイの種類、容量	A・B・C	適・不	適・不
		☐ パネルの設置状況	A・B・C	適・不	適・不
9	太陽光熱利用設備	☐ 太陽熱利用設備の種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能	A・B・C	適・不	適・不

		☐ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
10	コージェネレーション設備	☐ コージェネレーション機器の品番、種類	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 逆潮流の有無	A・B・C	適・不	適・不
11	その他 ^{※3}		A・B・C	適・不	適・不

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「11その他」の欄に記入してください。

(様式 6 - 3)

〔非住宅・モデル建物法〕
省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名	
工事場所	
確認済証	年 月 日 第 号
	確認機関名
計画変更 確認済証	年 月 日 第 号
	確認機関名

工事監理の状況

確認事項		確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
			A目視確認	結果	結果
			B計測確認		
			C書類確認		
1	外皮	☐ 断熱材の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、底の設置状況を含む）	A・B・C	適・不	適・不
2	空調設備	☐ 熱源機器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 全熱交換器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 二次ポンプの変流量制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 空調機ファンの変風量制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
3	換気設備	☐ 換気設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 送風量制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
4	照明設備	☐ 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】	A・B・C	適・不	適・不
5	給湯設備	☐ 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 給湯配管の保温の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 節湯器具の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
6	昇降機設備	☐ 昇降機の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
7	太陽光発電設備	☐ 太陽光発電の仕様、設置状況			
8	コージェネレーション設備	☐ コージェネレーション設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
9	その他※3		A・B・C	適・不	適・不

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。（該当しない項目は記入しないでください）

※2 太枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「9その他」の欄に記入してください。

(様式 6-4)

〔非住宅・モデル建物法（小規模版）〕
省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主様

報告者 住所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名	
工事場所	
確認済証	年 月 日 第 号
	確認機関名
計画変更 確認済証	年 月 日 第 号
	確認機関名

工事監理の状況

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
		A目視確認	結果	結果
		B計測確認		
		C書類確認		
1 外皮	☐ 断熱材の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、底の設置状況を含む）	A・B・C	適・不	適・不
2 空調設備	☐ 熱源機器の仕様、台数、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 全熱交換器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
3 換気設備	☐ 換気設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 送風量制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
4 照明設備	☐ 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 省エネ制御等の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
5 給湯設備	☐ 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 給湯配管の保温の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
	☐ 節湯器具の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
6 太陽光発電設備	☐ 太陽光発電の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
7 その他※3	☐	A・B・C	適・不	適・不

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。（該当しない項目は記入しないでください）

※2 太枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「7その他」の欄に記入してください。

(様式 6 - 5)

〔非住宅・標準入力法〕
省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事 様

報 告 者 住 所
(工事監理者) 事務所名
氏 名

下記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

建築主氏名	
工 事 場 所	
確 認 済 証	年 月 日 第 号
	確 認 機 関 名
計 画 変 更	年 月 日 第 号
確 認 済 証	確 認 機 関 名

工事監理の状況

確認事項		確認を行う照合内容	工事監理者確認結果※1		検査員記録※2
			A目視確認	結果	結果
			B計測確認		
			C書類確認		
1	外皮	☐ 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、底の設置状況を含む）	A・B・C	適・不	適・不
2	空調設備	☐ 熱源機器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 冷暖同時供給の有無	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 熱源機器に係る台数制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 蓄熱システムの仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 2次ポンプの変流量制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 空調機の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 空調機ファンの変風量制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 外気冷房制御の有無	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 全熱交換器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
3	換気設備	☐ 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況	A・B・C	適・不	適・不
4	照明設備	☐ 照明器具の消費電力、台数および取付状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】	A・B・C	適・不	適・不
5	給湯設備	☐ 熱源機器の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 給湯配管の保温の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 節湯器具の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
6	昇降機設備	☐ 昇降機の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不

7	太陽光発電設備	☐ 太陽光発電の仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
		☐ パワーコンディショナの仕様、設置状況	A・B・C	適・不	適・不
8	コージェネレーション設備	☐ コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先	A・B・C	適・不	適・不
9	その他 ^{※3}		A・B・C	適・不	適・不

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太枠内は記入しないでください。

※3 確認事項の項目にないものは、「9その他」の欄に記入してください。

6 参照条文等

6-1 平成20年5月30日群馬県告示第255号 (特定工程等の指定)

○建築基準法の規定による特定工程等の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、建築基準法の規定による特定工程等の指定の告示（平成17年群馬県告示第290号）は、平成20年6月30日限り廃止する。

1 中間検査を行う区域

群馬県の区域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。以下「木造等」という。）の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（木造等の構造部分に限る。）が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの

(2) 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程

(1) 2(1)の建築物又は建築物の部分
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事）

(2) 2(2)の建築物又は建築物の部分
1階の建て方工事

4 指定する特定工程後の工程

(1) 2(1)の建築物又は建築物の部分
壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組及び耐力壁）部を隠ぺいする工事

(2) 2(2)の建築物又は建築物の部分
耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事

5 適用の除外

(1) 法第85条の適用を受ける建築物
(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第6条第2項の規定に基づく検査のうち、特定工程に係る工事を終えたときに行う検査を含む検査に係る検査報告書の検査結果において、「適合」の判定を受けたものに限る。）

(3) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築物の部分

(4) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの

附 則

- 1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、この告示による廃止前の建築基準法の規定による特定工程等の指定の告示（平成17年群馬県告示第290号）定めるところによる。

6-2 平成17年4月15日群馬県告示第290号 (特定工程等の指定)

○建築基準法の規定による特定工程等の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

群馬県の区域の全域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

平成17年7月1日から3年間

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。）の戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として木造の構造部分に限る。）が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2階以上のもの

(2) 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として鉄骨造の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの

4 指定する特定工程

(1) 3(1)の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事）

(2) 3(2)の建築物 1階の建て方工事

5 指定する特定工程後の工程

- (1) 3(1)の建築物
壁の内装工事及び外装工事
- (2) 3(2)の建築物
耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事

6 適用の除外

- (1) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (3) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- (4) 住宅金融公庫融資住宅又は住宅金融公庫の証券化支援事業（買取型）を活用した民間金融機関の住宅ローンを利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの

附 則

- 1 この告示は、平成17年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

6-3 群馬県建築基準法施行条例（抄）

最終改正：令和6年12月20日条例第77号

（建築物に関する完了検査申請手数料等の額）

第2条の4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者又は法第18条第20項の規定により完了した旨を通知する者（以下「法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等」という。）は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	15,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	26,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	40,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	69,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	86,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	149,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	237,000円
50,000㎡を超えるもの	461,000円

- 2 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等が納付すべき手数料の額は、当該申請又は通知に係る建築物のうちその工事に特定工程を含む建築物がある場合で、当該建築物のすべてが法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められているときは、前項の規定にかかわらず、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	25,000円

200㎡を超え500㎡以内のもの	39,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	68,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	83,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	139,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	227,000円
50,000㎡を超えるもの	451,000円

- 3 前2項の表に規定する床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

4～5 （略）

（建築物に関する中間検査申請手数料等の額）

第2条の6 法第7条の3第1項の規定により中間の検査を申請する者又は法第18条第28項の規定により終了した旨を通知する者は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	15,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	25,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	39,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	51,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	113,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	176,000円
50,000㎡を超えるもの	362,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、中間の検査を行う部分の床面積について算定する。

6-4 建築基準法（抄）

令和7年4月1日施行

（建築物に関する中間検査）

第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程
- 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

- 2 前項の規定による申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。
- 4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合においては、検査実施者は、その申請を受理した日から4日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 5 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。
- 6 第1項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第18条第31項及び第35項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 7 検査実施者又は前条第1項の規定による指定を受けた者は、第4項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物等について、第7条第4項、前条第1項、第4項又は次条第1項の規定による検査をするときは、第4項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。
- 8 第一項第二号の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）

- 第7条の4** 第6条第1項の規定による工事が特定工程を含む場合において、第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から4日が経過する日までに引き受けたときには、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。
- 2 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事等に通知しなければならない。
 - 3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。
 - 4 前項の規定により交付された特定工程に係る中間検査合格証は、それぞれ、当該特定工程に係る前条第5項の中間検査合格証とみなす。

- 5 前条第7項の規定の適用については、第3項の規定により特定工程に係る中間検査合格証が交付された第1項の検査は、それぞれ、同条第5項の規定により当該特定工程に係る中間検査合格証が交付された同条第4項の規定による検査とみなす。
- 6 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による中間検査報告書の提出を受けた場合において、第1項の検査をした工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第9条第1項又は第10項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

6-5 平成11年4月28日建設省住指発第201号・住街発第48号

「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（抄）

（建設省住宅局長から都道府県知事宛）

建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号。以下「改正法」という。）については、平成10年6月30日付け建設省住指発第329号・建設省住街発第71号（以下「公布通達」という。）により通達したところであるが、今般、その一部（指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設、中間検査制度の創設、準防火地域内における木造3階建て共同住宅に係る規制の緩和、一定の複数建築物に対する制限の特例等並びに台帳の整備及び閲覧制度の整備に関する部分）が、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第5号。以下「整備等政令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成11年建設省令第14号。以下「改正省令」という。）とともに、平成11年5月1日から施行されることとなった。

改正法のうち、今回施行される部分の細目及び運用方針は、下記のとおりであり、貴職におかれては、関係市町村に対しても速やかにこの趣旨を周知徹底されるところに、今後の施行に遺憾のないよう措置されたい。なお、本通知のうち消防同意制度及び消防法の取扱いに係る部分については、消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。

記

第2 中間検査制度の創設について（法第7条の3及び施行規則第4条の8から第4条の11まで関係）

改正法により特定行政庁が、施工中に検査することが必要な工事の工程を特定工程として指定した場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査を受けなければならない、特定行政庁が定める特定工程後の工程の工事は、中間

検査合格証が交付された後でなければ、施工してはならないこととしたところである。今般、改正省令において建築主事に中間検査を申請する場合の様式及び添付書類、特定行政庁が行う特定工程の指定に関する事項等について定めた。

今回の中間検査制度の創設の趣旨は、建築物の安全性確保のために、適切な工事監理が行われていない蓋然性の高い建築物等を対象として特定工程の指定を行い、当該建築物について施工段階における現場検査の受検を義務化することとしたものである。各特定行政庁においては、中間検査の制度の創設の趣旨を踏まえ、別紙2の「中間検査実施指針」の定めるところにより、積極的に特定工程を指定されたい。

第8 その他

3 建築確認等手数料について（令第10条から第13条まで関係）

改正法により確認申請手数料と完了検査申請手数料とを別に納付させることとなったこと等に伴い、建築物に関する確認申請手数料の額を改定し、並びに完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料の額を設定することとした。

これらの額の改定及び設定は、各手数料の額を実情に応じた適正額とすることを目的として行われたものであり、この趣旨を踏まえ、手数料関係規則の改正、関係団体への周知等につきよろしく取り計らわれたい。

また、建築物の計画を変更した場合における確認申請手数料の算定に当たっては、床面積が増加する部分については当該床面積、床面積が増加する部分以外の部分については当該変更の影響が及ぶ範囲の床面積を算定することとし、中間検査申請手数料における床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定することとする。

なお、これらの床面積の算定方法の詳細については、別途通知する。

別紙2 中間検査実施指針

第1 特定工程及び特定工程後の工程の指定の考え方

1 基本的な考え方

中間検査の特定工程については、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項において「その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なもの」を指定することとされている。

この考え方は、建築物の着工動向や工事の状況等から判断して、違反の発生のおそれが大きく、かつ、安全上検査の必要性の高い建築物の部分を検査するための工事の工程を、建築物が建築される区域や中間検査を実施する期間を定め、かつ、建築物の構造、用途又は規模を特定して指定するということである。

2 指定する中間検査を行う期間

期間とは、特に大規模開発等により一定期間建築着工数が増加し、その期間において違反建築の発生が増加する可能性が高い場合などを想定して期間を定めることとしたものである。このような状況が想定されない場合には、3年から5年程度を期間として定め、この期間終了時に当該指定に係る建築物の中間検査の結果、工事監理の状況、違反の状況等を勘案し、特定工程の再指定を行うかどうかを決定する必要がある。なお、期間の終了前であっても、工事監理が適切に実施され違反の発生のおそれがないと判断される場合など指定の必要がなくなったと認められるときには、法第七条の三第九項の規定に基づき、速やかに指定の解除を行う必要がある。

3 指定する特定工程の例

一 構造別の特定工程の例

阪神・淡路大震災における被災建築物において多く見られた不適合事例を勘案すると、建築物の構造ごとに、次に掲げるような工程が中間検査の対象となりうるものと考えられる。

- 1) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の鉄骨の溶接部分又は柱脚部分を検査できる工程として、鉄骨の建方工事の工程、柱脚工事の工程等
- 2) 木造建築物の基礎、柱、はり、筋かい等の接合部又は耐力壁の部分を検査できる工程として、基礎の配筋工事の工程、柱、はり及び筋かいの建方工事の工程、耐力壁の合板等の張り付け工事の工程等
- 3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄筋の部分を検査できる工程として、基礎、一定の階の柱及びはりの接合部又は耐力壁の配筋工事の工程等

二 大規模建築物における特定工程の指定方法

大規模建築物にあっては、同一階を複数の工区に分けて施工されることがあるが、このような場合には、特定の工区の工程を指定することも可能である。

4 対象とする建築物の例

中間検査の対象とする建築物は、それぞれの地域の違反の状況等に応じて指定すべきものであるが、例えば次のようなものが想定される。

- 1) 一戸建ての住宅又は長屋で階数が3以上の建築物、軟弱な地盤の区域に建築される建築物、密集した市街地の狭小な敷地に建築される建築物等。この場合には、建築される区域、敷地の規模及びその接道状況、延べ面積、建ぺい率、容積率、階数等を限って指定することが考えられる。
- 2) 地域防災計画等に位置づけられた避難路、避難地、広域輸送道路等に面する建築物。この場合には、建築される区域、延べ面積、階数等を限って指定することが考えられる。
- 3) 不特定かつ多数の者が利用する特殊建築物その他の一定規模以上の建築物（一定規

模以上の劇場、映画館、共同住宅、病院、ホテル、福祉施設、学校、百貨店、飲食店、事務所等)。この場合には、用途、延べ面積、階数、構造等を限って指定することが考えられる。

5 特定工程の指定と解除

特定行政庁においては、1 から4 までの考え方及び例示を参考に、違反建築パトロールの結果、建築着工統計、開発行為の調査等により、地域の違反建築物の状況、建築着工の動向等を十分把握した上で、検査の実施体制を勘案して、安全上の観点から検査の必要の高い建築物について特定工程の指定を行う必要がある。また、特定工程の指定後に、違反の状況等から新たに特定工程を指定する必要がある場合には、指定の追加等適切に対応する必要がある。なお、工事監理が適切に実施され違反の発生のおそれが少ない建築物については、中間検査の必要性は低いと考えられる。したがって、工事監理の状況を十分踏まえ、特定工程の指定又は指定の解除を行う必要がある。

6 特定工程後の工程の指定

法第7条の3第6項において「特定行政庁が第1項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とされており、中間検査を適確に行うために、特定工程に係る部分の検査が困難となるような工程の工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、施工することができないこととされている。したがって、特定工程の内容に応じて、その検査が困難になるような工事の工程を特定工程後の工程として指定する必要がある。例えば、特定工程が鉄骨の建方工事、鉄筋の配筋工事又は木造の建方工事であれば、それぞれ耐火被覆の工事、コンクリートの打設工事又は仕上げ材の工事を特定工程後の工程として指定することが考えられる。

7 特定工程等の公示及び建築主への周知

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条の11の規定により、特定工程及び特定工程後の工程の指定をしようとする場合には、当該指定をしようとする工程の中間検査を開始する日の30日前までに、区域、期間、建築物の構造、用途又は規模、特定工程、特定工程後の工程等を公示することとされている。中間検査制度は今般創設された新たな手続きであり、また工事への影響もあることから、できるだけ早期に公示するとともに関係者への十分な周知が必要である。特に、中間検査開始以降は、既に施工中の建築物（今般の改正法施行以前に確認申請が出されたものを除く。）についても検査を受ける義務が生じることから、着工後に特定工程の指定を受け特定工程に係る工事が終了していないと考えられる建築物の建築主等に対しては、中間検査を受ける必要がある旨を連絡するなどにより周知徹底を図る必要がある。

第2 中間検査の方法

1 検査の基本的な考え方

中間検査は、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査するものである。したがって、特定工程が終了した段階で、既に施工されているすべての部分及びその敷地が適法であるかどうかを検査しなければならない。

この場合の検査は、破壊検査まで行って適法性を検査することは技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることとなることから、従来の完了検査と同様に、原則として、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行うことで足りるものと考えられる。

2 書面との照合

検査にあたっては、中間検査申請書に記載された工事監理の状況等を参照した上で、目視、寸法測定等により確認の申請書（法第18条に規定する国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物にあっては計画通知書。以下同じ。）及びその添付図書との照合を行うものとする。また、確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第12条第3項の規定に基づき、必要に応じて設計図書、構造計算書等の建築基準関係規定に適合することを確認するための書類の提出を求めて照合を行う必要がある。

3 書面との不整合がある場合の措置

確認の申請書及びその添付図書と不整合の部分がある場合には、その変更内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する場合を除き、設計変更に係る確認の手続きを指導し、その結果を踏まえ再度変更箇所の検査を行う必要がある。また、軽微に変更に該当する場合には、その変更内容を確認した上で変更箇所の検査を行う。ただし、仕様規定との照合により確認できる場合など検査の現場において容易に法令との照合が可能な部分については速やかに検査を行い、その後法第12条第3項の規定による報告を求めるなど柔軟な対応が必要である。

4 溶接等に係る検査

鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分及び鉄筋の圧接部分については、欠陥や施工についての基準が必ずしも明確ではないが、溶接欠陥やボルトの締付け不良等がある場合には、その欠陥等を前提に構造安全性を検証している場合を除き、建築基準法施行令（以下「令」という。）第67条第2項又は第73条第2項から第4項までの規定に適合しないものと考えられる。したがって、まず「建築工事標準仕様書JASS6鉄骨工事」（（社）日本建築学会編）付則6「鉄骨精度検査基準」、6・6締付け後の検査、「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」（（社）日本圧接協会編）7・2外観検査、9・7熱間押抜法における検査（（3）を除く。）等を参考にし、欠陥の有無、締付け不良等を検査し、疑義がある場合

には非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の報告を求め、確認する必要がある。

5 検査の特例

法第7条の5の対象となる建築物のうち、施行規則第4条の15の定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおりにより工事が実施されたことが確認されたものについては、中間検査において、令第13条の2に定められた構造、防火等のいわゆる単体規定の一部の規定が検査の対象法令から除外されていることから、中間検査では、構造、防火等に関する特定工程を指定した場合、当該規定についての検査を行わないこととなる。施行規則第4条の15では、中間検査申請書を審査し、必要に応じ、法第12条第3項の規定による報告を求めて行うこととされており、申請書のうち特に施行規則別記第26号様式の第4面の記載事項及び添付された写真等を審査し、少なくとも建築基準関係規定に関連する部分について建築士である工事監理者によって設計図書のとおりにより工事が実施されたことが確認されているかどうかを適切に判断する必要がある。さらに、その内容だけでは判断できない場合には、必要に応じて法第12条第3項により工事監理の状況についての補足的な報告を求め、その内容から判断する必要がある。

第3 中間検査の手続

中間検査の手続として、法第七条の三第二項の規定により建築主は特定工程に係る工事終了後四日以内に中間検査の申請を行うこととされ、同条第四項の規定により建築主等は申請受理後四日以内に検査を実施することとされている。また、同条第六項の規定により中間検査終了後建築主等が交付する中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事の施工はできないこととされている。よって、施工者は中間検査合格証の交付を受けるまで施工を中断することとなる。このため、施工の中断期間の短縮化を図り、工事を大幅に遅延させることのないよう、次のような措置を講じる必要がある。

- 一 中間検査申請前に、施工者から特定工程の工事終了予定日の連絡を求め、相互に調整の上中間検査予定日を定めること。この場合、可能な限り検査予定日は特定工程工事終了予定日とすること。
- 二 中間検査が終了し、申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していると認めるときは、原則として検査日に、遅くとも検査の翌日までに中間検査合格証を交付すること。

第4 完了検査との関係

完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくてもよいこととなっており、完了検査の手数料も特定行政庁が検査が不要となる部分を勘案して手数料の額を減額して定めることとなっている。しかし、中間検査終了後に変更の工事が

行われ中間検査時と異なる状況となっている場合には、完了検査時に改めて検査を行う必要がある。

完了検査時に検査不要部分を判断することができるように、中間検査の申請時に添付される確認申請書及びその添付図書の副本を中間検査終了後に返却する場合に、副本に中間検査を行った範囲を記載しておく等完了検査時に中間検査の範囲がわかるよう措置することが必要である。また、計画の変更が行われている場合には、中間検査時の建築物の状況と合致するよう変更内容を明示しておく必要がある。

第5 指定確認検査機関による中間検査

指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合の取扱いについては、各機関の確認検査業務規程において定めることとなるが、指定確認検査機関の指定に際しては、上記の趣旨を踏まえ、適切な中間検査の方法、手続等を定めるよう指導する必要がある。

6-6 平成11年4月28日建設省住指発第202号「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」(抄)

(建設省住宅局建築指導課長から
都道府県建築主務部長宛)

建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)の一部の施行並びに建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第5号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成11年建設省令第14号)の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成11年4月28日付け建設省住指発第201号・建設省住指発第48号建設省住宅局長通達)により住宅局長から都道府県知事あて通達されたところであるが、その細目及び運用方針は下記のとおりであるので、関係市町村に対してもこの趣旨を十分周知徹底されとともに、今後の施行に遺憾のないよう措置されたい。

第4 手数料の床面積の算定方法

1 建築物の計画を変更した場合における確認申請手数料の床面積の算定方法

建築物の計画を変更した場合における当該計画の変更に係る部分の床面積の算定については、別紙の「計画変更床面積算定準則」に従うこと。

2 中間検査申請手数料の床面積の算定方法

中間検査申請手数料の床面積の算定については、次に掲げる基準に留意すること。

- (1) 基礎工事終了時等最下階の床の施工が始まる前の工程を指定する場合にあつては、検査に係る部分の最下階の床があるものとみなして床面積を算定すること。

- (2) 鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積を算定すること。

第5 その他

「鉄骨造建築物等の品質適正化について」（平成4年9月30日付け建設省住指発第349号建設省住宅局建築指導課長通達）は、平成11年5月1日をもって廃止する。

「コンクリートの耐久性確保に係る措置について」（昭和61年6月2日付け建設省住指発第142号建設省住宅局建築指導課長通達）の一部を平成11年5月1日をもって次のように改正する。

13中「別記様式1」を「別記様式」に改め、「及び別記様式2による施工結果報告書」を削り、別記様式1を別記様式とし、別記様式2を削る。

7 中間検査マニュアル改訂経緯

制定 平成17年7月1日

平成17年4月15日群馬県告示第290号により特定工程を指定し、同年7月1日から施行することに併せ、中間検査マニュアルを制定する。

改訂 平成20年7月1日

特定工程の指定期間が終了することに伴い、平成20年5月30日群馬県告示第255号により新たに特定工程を指定し、同年7月1日から施行することに併せ、中間検査マニュアルを改訂する。

改訂 平成22年7月1日

平成21年3月27日群馬県条例第33号により手数料の額を改定し、同年7月1日から施行することに併せ、中間検査マニュアルを改訂する。

改訂 令和3年4月1日

行政手続きの押印廃止として、本マニュアルで定める様式から押印欄を廃止するため、中間検査マニュアルを改訂する。

改訂 令和7年4月1日

改正建築基準法等の令和7年4月1日施行に併せ、中間検査マニュアルを改訂する。